

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 3 編 風 水 害 等 編

<第 1 章 総 則>

目 次

第1章 総 則	風-1-1
第1節 市域の保全	風-1-1
1 治 水	風-1-1

第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 市域の保全

本市は千葉県の北東部に位置し、北部には利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地が北総台地の一角を占めている。

本市は、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展等による要配慮者の増加や市民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻等の暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治水

本市の北部を流れる利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、市にとって大きな影響がある。

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。そこで、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を推進し、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

河川の特徴

河川の区分	主要河川名	特 徴
利根川	利根川	<ol style="list-style-type: none"> 1 信濃川に次ぐ日本第2位の長さを持ち、支流を含めた流域面積は約 16,840 km²に及び、日本最大である。 2 利根川の中流から下流にかけては、肥沃で広大な平野がひらけ、特に江戸時代以降は穀倉地帯となった代わりに、大雨のたびに洪水に見舞われる氾濫域にもなった。 3 このため、水門や排水機場の改修・新設、河口堰や河口の導流堤の築造、スーパー堤防の整備等、総合的な治水対策が実施されてきた。
利根川支川	小野川、黒部川等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利根川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、利根川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期に及ぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでいる。 4 洪水時には、水防活動が重要な地域である。

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 3 編 風 水 害 等 編

<第 2 章 風水害等予防計画>

目 次

第2章 風水害等予防計画.....	風-2-1
第1節 防災意識の向上.....	風-2-1
1 防災教育.....	風-2-1
2 過去の風水害等災害教訓の伝承.....	風-2-3
3 防災広報の充実.....	風-2-3
4 自主防災体制の強化.....	風-2-4
5 防災訓練の充実.....	風-2-6
6 調査・研究.....	風-2-8
第2節 水害予防対策.....	風-2-10
1 山林等の治山に関する事業.....	風-2-10
2 河川改修等の治水事業.....	風-2-10
3 浸水想定区域の調査及び周知.....	風-2-10
4 要配慮者利用施設等の避難計画の作成.....	風-2-12
5 道路災害による事故防止.....	風-2-12
6 気象、河川流量等の観測測定.....	風-2-12
7 洪水予報と警戒レベル.....	風-2-13
8 農作物等の水害予防対策.....	風-2-13
9 電力施設洪水対策.....	風-2-14
10 通信施設水害防止対策.....	風-2-15
11 下水道施設の水害防止対策.....	風-2-15
第3節 土砂災害予防対策.....	風-2-16
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進.....	風-2-16
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備.....	風-2-18
3 防災知識の普及啓発.....	風-2-19
4 県土保全事業の推進.....	風-2-20
第4節 風害予防対策.....	風-2-22
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発.....	風-2-22
2 街路樹、公園樹の風害予防対策.....	風-2-24
3 農作物等の風害防止対策.....	風-2-24
4 電力施設風害防止対策.....	風-2-26
5 通信施設風害防止対策.....	風-2-27
第5節 雪害予防対策.....	風-2-28
1 道路雪害防止対策.....	風-2-28
2 農作物等の雪害防止対策.....	風-2-28
3 通信施設雪害防止対策.....	風-2-29
第6節 火災予防対策.....	風-2-30
1 災害出火の防止.....	風-2-30
2 火災に強い市街地.....	風-2-31
第7節 消防計画.....	風-2-34

1	消防体制・施設の強化.....	風-2-34
2	消防用施設の整備.....	風-2-34
3	救急救助体制の整備.....	風-2-35
4	相互の応援体制.....	風-2-35
5	消防思想の普及.....	風-2-35
第8節	要配慮者等の安全確保対策.....	風-2-36
1	避難行動要支援者への対応.....	風-2-36
2	要配慮者全般への対応.....	風-2-38
3	社会福祉施設等における防災対策.....	風-2-40
4	外国人への対策.....	風-2-40
第9節	情報連絡体制の整備.....	風-2-41
1	情報の収集・連絡体制.....	風-2-41
2	災害通信基盤の整備.....	風-2-42
3	警察における災害通信網の整備.....	風-2-43
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備.....	風-2-44
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備.....	風-2-44
6	KDDI(株)における電気通信サービスの整備.....	風-2-44
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備.....	風-2-44
8	非常通信体制の充実強化.....	風-2-44
9	アマチュア無線の活用.....	風-2-44
10	その他通信網の整備.....	風-2-44
第10節	備蓄・物流計画.....	風-2-45
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備.....	風-2-45
2	給水体制の整備.....	風-2-48
第11節	緊急輸送体制.....	風-2-50
1	緊急輸送体制の整備.....	風-2-50
2	輸送体制の整備.....	風-2-51
3	緊急通行車両.....	風-2-51
第12節	防災施設等の整備.....	風-2-52
1	避難施設の整備.....	風-2-52
第13節	帰宅困難者等対策.....	風-2-55
1	帰宅困難者の定義.....	風-2-55
2	一斉帰宅の抑制.....	風-2-55
3	帰宅困難者等の安全確保対策.....	風-2-56
4	帰宅支援対策.....	風-2-57
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の.....	風-2-57
第14節	防災体制の整備.....	風-2-58
1	効果的な応急活動のための事前対策.....	風-2-58
2	業務継続体制の確保.....	風-2-58

第2章 風水害等予防計画

第1節 防災意識の向上

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の風水害等対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識をもち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進するとともに、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、各事業所等の防災体制の充実を図る。

さらに、市は、災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、県や防災関係機関との連携による実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

1 防災教育

(1) 市職員

災害発生時に応急対策実行の主体である市職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

- ア 市の防災対策
- イ 防災知識の習得
- ウ 指定職員としての適切な判断力の向上
- エ 特殊技能の取得

(2) 防災上重要な施設

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

エ ホテル、旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

オ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

カ 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

(3) 学校

学校においては、防災訓練等防災関係行事等の実施により、児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応等の理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

ア 防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付ける。

イ 家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練の在り方を実践研究する。

ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるとともに、児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。

エ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組等についての理解を深めさせる。

オ 自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけさせる。

カ 教職員（市職員を含む）用に災害発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。

キ 防災訓練において、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動等を評価し、今後の訓練等に活かす。

ク 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的な技能の修得の推進を図る。

2 過去の風水害等災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模風水害等の教訓を後世に伝えていくため、風水害等に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら風水害等に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、風水害等の知識の普及に当たっては、市民や防災関係者等に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

ア 食料、飲料水の備蓄

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水

(イ) 液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等

イ 非常持出品の準備

(ア) 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の衛生用品等

(イ) 救急箱、三角きん、ばんそうこう等の医薬品等

(ウ) 懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話・スマートフォン用の充電機器等の防災用品

(エ) マスク、手指消毒用アルコール、体温計等の感染症対策用品

(オ) 季節に応じた非常持出品（夏季用：汗拭きシート、クールスカーフ、ひんやりジェルマット等、冬季用：毛布、ホッカイロ、温かい服装等）

ウ 福祉器具、紙おむつ等要配慮者に特に必要な物資の備蓄

エ 大規模停電に備え、電気を使用しない暖房機器や灯油等の燃料の備蓄

オ 自動車へのこまめな満タン給油

カ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

キ 難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明

ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

ケ 避難予定場所と経路等

コ 上下水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得

サ 地域の地盤状況や災害危険箇所

シ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方、停電時の備えについて等）

ス 帰宅困難者の心得

セ 災害保険の制度

ソ 被災世帯の心得ておくべき事項

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の災害対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 普及・啓発の方法

市民等に対する啓発活動は次のような方法で行う。また、情報提供のための施設、機材の充実に努めるものとする。

- ア 広報紙に防災や危険箇所に関する記事の掲載
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ 市ウェブサイト等による配信
- エ パンフレット、チラシ、ハザードマップ等の作成・配布
- オ 防災に関する講演会、説明会等の開催

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

風水害等による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方により、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から風水害等が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。

また、要配慮者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃、地域活動に大きな役割を果たしている地域住民の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える自治会、住民自治協議会、消防団、民生委員・児童委員、学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 風水害等による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、感染症対策物資、消火用・救助用・防災資機材、非常用電源や非常用発電機の燃料等の確保） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

（２）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、商業施設等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うため、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練を実施するため、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

市及び関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

特に、避難については、平時から、浸水想定区域、過去の災害状況等を踏まえ、市民・事業者等の避難方法、避難所運営等について検討する。

（1）防災訓練の種別

ア 市が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、市民、自主防災組織、NPO・ボランティア団体、事業所等は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。

（ア）総合防災訓練

市防災会議に属する機関及び市民・事業所等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、（ウ）の分野別訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

（イ）広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとするため、災害時応援体制の内容が的確に実行でき、かつ協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、広域防災訓練を協定締結自治体と共同で実施する。

（ウ）分野別訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

a 非常参集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定した上で予告なしに行うことも検討する。

b 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

c 通信訓練

近隣の自治体、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした通信訓練を実施する。

d 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

e 水防訓練

円滑な水防活動の遂行を図るため、県及び関係機関の指導により、洪水が予想される時期前に最も訓練効果のあがる時期を選定する。実施に当たっては、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において行う。

f 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

g 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助を実施する防災関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊き出し等の訓練を行う。

h 避難訓練

市民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所の設置等の訓練を警察機関と共同で実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、消防本部等と協力して避難訓練を実施する。

i 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとでシミュレーションを行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

イ 市民主体の防災訓練

風水害等発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、市の実施する訓練に準じ、独自で風水害等を想定した訓練を企画、実施するとともに、市はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

ウ 事業所等

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には評価を行い、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練実施における留意事項

- 被害の想定を明らかにする
- 訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
- 要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる
- 運動会等のイベント、通常会議の招集等に訓練の要素を取り入れる

(イ) 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。

6 調査・研究

市は今後の風水害対策の充実強化を図るため、平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等の事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、市民と事業所等地域ぐるみで進める災害対策の在り方及び自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。

(1) 風水害資料の収集・整理

風水害対策の調査・研究のため次の資料の収集に努めるものとする。

- ア 過去の風水害調査報告書
- イ 先進地域の風水害対策資料等
- ウ 河川・液状化の観測結果等自然科学の基礎的研究に関する報告書

(2) 自主防災組織等の研究

自主防災組織の育成・強化等の方策に関して、有識者・住民リーダーを含めた研究体制の確立に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の育成・強化
- イ 消防団の育成・強化
- ウ 事業所等の災害対策
- エ 防災訓練の在り方
- オ 防災まちづくり

(3) 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

第2節 水害予防対策

水害による被害を未然に防止し、被害の拡大を最小限に防止するとともに、これらの危険箇所の実態を調査し、防止策を講じるものとする。

利根川、霞ヶ浦については、利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会及び霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会が取りまとめた「利根川下流域の減災に係る取組方針」及び「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」に基づき取組を進める。

また、黒部川及び小野川については、「千葉県大規模氾濫に関する地域の取組方針」に基づき取組を進める。

なお、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大規模水害が頻発化・激甚化することが懸念されており、様々な事象を想定し水害予防対策を講じるものとする。

1 山林等の治山に関する事業

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯留し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を有しており、適切に維持・管理する必要がある。

このため、森林整備計画に基づき、重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課するなどにより、水源かん養機能を高め、洪水等の未然防止に努める。

また、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

2 河川改修等の治水事業

市内を流れる河川は、次のとおりである。このうち、千葉県管理下の河川については、沿岸は低平な水田で、本川増水時には内水の排除に苦勞する常習的水害地である。加えて近年は、流域の開発等よりこの傾向が助長され、雨量の増加に伴って被害が増大する危険がある。

市内を流れる河川

区分	河川名
一級河川 (国土交通省管理)	利根川、横利根川、常陸利根川
一級河川 (千葉県管理)	大須賀川、派川大須賀川、香西川、与田浦川、小野川、小堀川、上八間川、下八間川、黒部川、玉川、清水川、中川
二級河川 (千葉県管理)	栗山川、支川栗山川
その他河川	根本川、十間川、仁井川、流れ川、新左衛門川、たいはい川、新川、中川、府馬川

(1) 河川の整備

ア 利根川の改修計画

これまで国土交通省が実施している利根川改修事業は、昭和 24 年に決定された利根川下流部（香取市含む）計画高水流量 5,500 m³/s を昭和 55 年 12 月に 8,000 m³/s に改訂し、佐原地区においては 9,500 m³/s としている。

現在、この計画高水流量に対処し得るよう、全川にわたり浚渫、築堤、護岸工事等を進めている。

また、常陸利根川については、昭和 23 年から改修に着手し、堤防の拡築等を実施したほか、昭和 38 年には利根川本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させている。

イ その他の河川の改修

県の行う河川事業に対して積極的に協力するとともに、緊急性の高いものから河川改修及び護岸工事等を実施するよう県へ要請する。

3 浸水想定区域の調査及び周知

(1) 浸水想定区域の調査

ア 利根川、横利根川、常陸利根川及び小貝川は国土交通省関東地方整備局の各河川事務所より、それぞれ水防法に基づく浸水想定区域が示されている。

イ 小野川、黒部川及び栗山川は、千葉県より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。なお、小野川の市街地における護岸の老朽箇所については、崩落の危険性がある。

ウ その他の河川については、利根川の水位上昇に伴う内水の氾濫により、一部浸水等の危険がある。

(ア) 根本川

津宮地先において浸水

(イ) 玉川

阿玉川地先において一部浸水

(ウ) 流れ川

大倉地先において浸水

(エ) 大須賀川

堀之内、寺内、谷中及び森戸地先等において浸水

(2) 浸水想定区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ、広報紙等により、市民に対し、浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講じるものとする。

ア 洪水ハザードマップの周知

市は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、利根川をはじめ、霞ヶ浦・常陸利根川、横利根川、小貝川、黒部川、小野川、栗山川の各浸水想定区域を示した香取市総合防災マップを作成し、配布している。

今後も、本ハザードマップを活用し、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。なお、洪水ハザードマップを改訂する際には、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。

イ 内水ハザードマップの周知

市は、下水道施設の排水能力を超えるような大雨に対し、水害の危険性を周知するために、下水道計画区域の内水ハザードマップを作成し、配布している。

今後も、本ハザードマップを活用し、水害リスクに関する情報の周知を図る。

ウ 避難行動に関する周知

市は、市民等の避難行動について、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、マイ・タイムラインを活用し、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 要配慮者利用施設等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。

また、市は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練を行う。

5 道路災害による事故防止

(1) パトロール

市は、台風や集中豪雨等による道路交通の危険防止と交通安全を確保するため、パトロールの実施の徹底を図る。

(2) 緊急時における措置

市は、道路災害が発生した場合に、通行の危険を防止するため、防災関係機関と連携し、できるかぎりの応急措置を講じる。

6 気象、河川流量等の観測測定

(1) 利根川及び利根川流域の水位、雨量その他の観測測定の情報については、国土交通省の「川の防災情報」を利活用する。

(2) 河川の水位及び流量の観測情報は、利根川、常陸利根川、小野川及び黒部川については、国土交通省地方整備局各河川事務所が収集しているそれぞれの資料を利活用する。

(3) 佐原浄化センターにおいても、常時降雨量及び利根川水位（佐原放流樋門）を自記式により観測しており、本観測データを利活用する。

7 洪水予報と警戒レベル

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、国土交通省又は県と気象庁は共同して、あらかじめ指定した河川（洪水予報河川）について、区間を決めて水位又は流量を示した予報を公表している。

指定河川洪水予報について、それぞれの情報を用いてとるべき行動は次のとおりである。

河川洪水予報と警戒レベルとの関係

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。			
<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 <small>※2 災害が発生していることを、 観測した場合に、可能な限り早く 【市町村が発令】</small>	【警戒レベル相当情報(例)】 警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思 われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 <small>※3 河川の水位の上昇が急激な状況に 陥り避難を促す場合に発令 【市町村が発令】</small>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等の避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 <small>【市町村が発令】</small>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>【気象庁が発表】</small>	これらは、住民が自主的 に避難行動をとるために 参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>【気象庁が発表】</small>	

※1 各階の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が緊急な場合があります。

※汎濫危険情報：汎濫危険水位に到達したときに発表

※汎濫警戒情報：避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき汎濫危険水位に達すると見込まれたときに発表

※汎濫注意情報：汎濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表

資料：内閣府

8 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を侵したり、洪水によって田畑を流出したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

(1) 水害の気象条件

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間降雨

雷雨等短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水等が発生する。

イ 短時間降雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、がけ崩れ、河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。また、がけ崩れが発生することもある。

ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つである。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土のうの配置やポンプ排水等を行い、洪水の調節に努める。また、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備をしておくことも重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急措置は、一般的なものとして、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、収穫期にある農作物は水が引いた後なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとることなどが必要である。

9 電力施設洪水対策

電力施設の洪水対策は、次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も周囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災設備の状況

ア 送電設備

(ア) 土砂崩れ、深掘れ等が起こりうる箇所のルート変更、擁壁、石積み等により防護している。

(イ) 周囲の状況、河川の堤防の決壊の実績を調査、検討し、必要に応じ異常高水位を適切に推定して対策を施している。

(ウ) 新設路線は、洪水災害の発生が考えられる場所は、ルート短縮上有利な場所であっても避けている。

イ 変電設備

即往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

最高水位 T P 4 mを目途として重要性、有効度を考慮して、重要点に諸対策を実施している。

エ 通信設備

浸水しない箇所に設置することを原則としている。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも、前記(2)「防災設備の状況」に準じ実施するよう努める。

10 通信施設水害防止対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査・検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎施設

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の深掘れから防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできる限り2階以上に位置するよう配慮する。

また、停電に備え、予備電源装置の設置及び整備を図る。

11 下水道施設の水害防止対策

浸水の危険性がある施設について下水道耐水化計画を作成し、施設の耐水化を図ることで下水道区域における排水機能の確保を図る。

第3節 土砂災害予防対策

気候変動の影響による突発的・局所的な大雨の増加や短時間強雨・大雨の増加等により、土砂災害の発生頻度の増加や降雨の降り始めから土砂災害発生までの時間の短縮等、土砂災害への影響が懸念されている。

このため、市、県及び防災関係機関は、更なる土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策の強化を図るとともに、警戒避難体制の整備、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定等、総合的な土砂災害対策を行うものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

(1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

調査に当たっては、市民等からの情報提供も踏まえて土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認するなど、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することに努める。

イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて市民への周知に努めるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、基礎調査の結果及び市長の意見を聴取した上で、土砂災害防止法施行令で定める基準に該当する箇所について、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

なお、県は、土砂災害警戒区域等の指定に関して、基礎調査の完了・公表後、速やかに指定する。

(資料 10-3 災害危険指定一覧 (土砂災害 (特別) 警戒区域))

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害のおそれのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） ・住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 香取市総合防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及や避難訓練を実施する。
- (ウ) 土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、県は市に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組む。
- (エ) あらかじめ指定している避難場所への市民の避難が困難になった場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の2階以上に屋内避難することや、河川からの高低差がある比較的高い場所等へ避難することを検討する。
- (オ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (カ) 宅地や要配慮者関連施設の開発行為は、基準を満たしたのものに限って許可する。
- (キ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害関連情報

ア 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、平時から土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時、防災パトロールの実施や市民、警察、消防団等からの情報収集により、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

イ 土砂災害警戒情報

県と銚子地方気象台は、市町村長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表する。

市は、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握し、避難勧告等発令の際の参考とする。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

表示	警戒レベル	状況
濃い紫色 (極めて危険)	警戒レベル 4相当	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合。
うす紫色 (非常に危険)		2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合。
赤色 (警戒)	警戒レベル 3相当	2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合。
黄色 (注意)	警戒レベル 2相当	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合。
無色 (今後の情報等に留意)	—	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満の場合。

資料：気象庁

(2) 警戒避難体制の整備

市は、主として次の項目に留意して、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市は、県による土砂災害警戒区域等の指定後は、速やかに避難場所等の見直しを行い、ハザードマップに反映するものとする。

ウ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表等土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市はこれらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供する。

エ 市は、本計画において、土砂災害警戒区域等内に立地する要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

オ 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、市は、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

さらに、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

3 防災知識の普及啓発

(1) 市

ア 市民に対し、市ウェブサイト、広報紙、香取市総合防災マップ等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

イ 対象地域の市民等に対し、土砂災害危険箇所等が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを周知することにより、市民の防災知識の普及啓発に努める。

ウ 県等と連携し、全国的に実施される土砂災害防止月間（毎年6月1日～30日）等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県

- ア 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を速やかに公表する。
- イ 土砂災害警戒区域等について、県のホームページでの公表、県の出先機関等での閲覧、土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置等を行い、市民等に対し土砂災害のおそれがある区域についての周知徹底を図る。
- ウ 土砂災害警戒区域等を明示した標識については、ユニバーサルデザインに配慮した標識設置に努める。

4 県土保全事業の推進

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

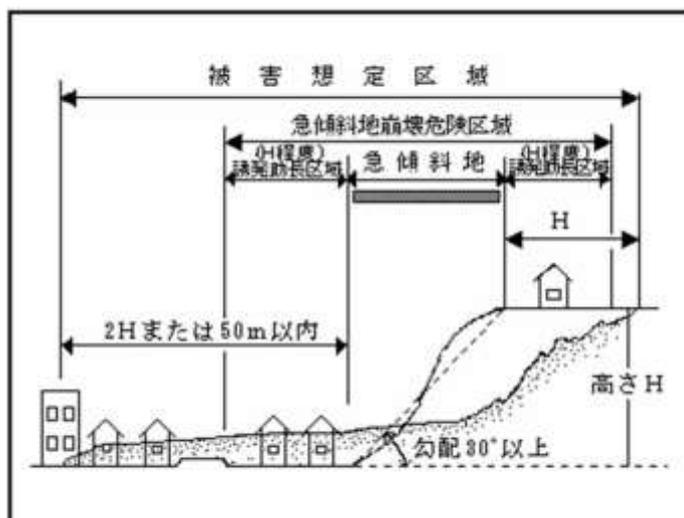
現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

（資料 10-2 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所））

千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③がけの状態が悪く、緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

(資料 10-4 災害危険指定一覧 (山地災害危険地区))

(3) 宅地災害の防止

県は、宅地及び建築確認申請において、当該建物等が危険区域内等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導・助言を行う。

ア 災害危険区域内の指定

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、建築基準法第39条に基づき、災害危険区域に指定して建築制限を図る。

イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、建築基準法第39条の災害危険区域等に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について指導・助言等を行う。

ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、建築基準法の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

エ 液状化危険地域での災害防止対策

(ア) 今後、整備する造成地については、適切な地盤改良を実施するよう指導する。

(イ) 液状化危険区域を示したマップを作成し、市民が建築する際の資料として活用を図る。

(ウ) 民間施設の新規立地に対して、液状化対策の指導を行う。

第4節 風害予防対策

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害や住家等建物被害及び農作物被害が発生するおそれがある。

このため、過去の台風や竜巻等における人的・建物被害の状況や懸念される影響予測等を踏まえ、台風・竜巻等に関する知識の普及啓発を図るとともに、風害による農作物等の被害防止や電力・通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により、被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1 時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km 格子単位）で表し、その1 時間後までを予測する。 平時を含めて常時10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風等から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲が近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

(イ) 雨戸・シャッターを閉める

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

(イ) 橋や陸橋の下に行かない

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり、危険であるため近づかない

(3) 竜巻等突風対策

ア 市民への啓発普及

市は、市民に対し、竜巻等突風の特性や竜巻等の突風から身を守ることに関する知識の啓発普及を図る。また、市民は、竜巻から身を守る方法について一人ひとりが十分に理解し、発生に備えておく。

イ 市が行う対策

市は、竜巻等発生 の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を即時に収集し、重要な情報は消防本部や警察等に情報提供を行う体制を整備する。

また、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじめ講じておく。

その他の予防対策については、竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

竜巻等突風の特性

	竜巻	ダウンバースト	ガストフロント
固有特性	<ul style="list-style-type: none"> ・発生のタイミングが突発的である ・被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である ・被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である 		
現れ方	<ul style="list-style-type: none"> ・回転を伴う突風 ・1か所での突風の継続時間は短い ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や砂塵、飛散物等で地上の付近の渦が目撃される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・発散性の突風 ・1か所での突風の継続時間は短い ・強雨やひょうを伴うことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ一定方向の突風 ・1か所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数10分） ・降水を伴うこともある
音や体感	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴー」というジェット機のような轟音が突風の前後に聞こえる ・気圧の変化で耳に異常を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる

2 街路樹、公園樹の風害予防対策

街路樹や公園樹等については、立地条件を考慮した樹種を選定するとともに、強風により倒木しないよう剪定等の対策を講じ、適時パトロール等を実施する。

また、これらの倒木により公共施設等に被害が発生した場合には、迅速に被害状況の調査を行い、道路の障害物除去や屋根のシート掛けなど必要な緊急対策措置を講じ、二次被害の防止に努める。

3 農作物等の風害防止対策

(1) 風害の恒久的防風林の対策

農地防風林は、台風や強い季節風から農地や農作物、家屋を守り、土砂流出防止等の役割を果たしており、生態系を活用した防災・減災対策の有効な手段である。

本市では、防風林・防風垣が多く整備されている。

ア 防風林の設置場所

通年的に、平地では南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入防止と水源涵養のため設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

イ 幅員及び樹高

通常 10～20m で、通年的に平地では南西又は南東方向に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では水源涵養を兼ねた山頂林についてはやや広くとる。樹高はそれぞれ用途により考慮する。

ウ 樹種と選定条件

防風樹林は、四季を通して茎葉とかなりの高さを有し、深根性で吸肥力が小さく、かつ防風効果が認められる樹種を選定する。

防風効果のある樹種

最適	スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、マツ
適	クス、タブ、ツバキ、ヒシ類、モミ、ツガ、ナギ

また、選定条件として、次のものがあげられる。

防風林の選定条件

- ・地域条件に適応したもの(当該作物の病害虫の寄生植物でないこと)
- ・防風目的を達成するもの
- ・成長度が高く、防風効果が早く表れるもの
- ・果樹と共通の病害虫となりにくいもの
- ・根の横張りの少ないもの

(2) 稲、麦類について

ア 事前対策

(ア) 品種選択による対策

稲、麦等では短稈の品種を選び倒伏を防止する。また、出穂期の異なる品種を適当に組み合わせることにより被害を分散する。

(イ) 栽培方法による被害軽減

水稻は、早期栽培により台風を回避させ、品種選択と併せた適切な栽培方法を行うことによって被害を軽減する。

(ウ) 栽培管理的防除

生育状態により作物への被害の大きさが異なるため、栽培管理に十分留意して作物を健全に育生するようにする。窒素質肥料が多いと軟弱に育つ傾向があるため、施肥の合理化を図り被害を軽減する。

水稻は、水田に水がないときは、台風が来る前に水を深く張ることにより、地上部のゆれを少なくして被害を軽くする。

イ 事後対策

(ア) 稲、麦等が倒伏している場合、刈取適期に近づいているものは、できるだけ早急に刈取る。

(イ) 倒伏したものは倒伏の状態、程度、成熟度、水田の状態、その後の天候等によって異なるが、挫折しているときに反対方向に起こすと被害を大きくするため、留意する。

また、排水不良田、あるいは雨の多いときには穂発芽をしないよう、茎葉の上にあげる。

(ウ) 風害後は、病害虫の発生が多くなっているため薬剤散布をする。

(エ) 生育初期の風害では、できるだけ早く回復するよう追肥を行う。

(オ) 台風後の水稻は、水分の吸収が急に盛んになるため、通過後数日は田に水が切れないようにする。

(3) そ菜類について

ア ビニールハウス及びトンネル栽培

- (ア) 強風によりビニールが破損し、あるいは倒壊する場合があるため、周囲に防風林（垣）のない場合は、特に強風が吹く風道にヨシズ又はワラ等で防風垣をつくる。ビニールハウスの防風垣は、ハウスの高さよりやや高い程度のもので十分役立つ。
- (イ) 防風垣があっても、ビニールが風にあおられて破損することもあるため、強風のときはプラスチック網又はノリ網等で被覆する。
- (ウ) 強風によって、ハウスが倒壊する場合があるため、杭を数か所に打ち込み針金等で張引をしてハウスを補強する。

イ 露地栽培

(ア) 支柱の倒伏

台風直前に支柱を引抜き風下に向けて倒伏させ、その上にムシロ、コモ、ビニール等で覆い強風に飛ばされないように、隅々を土石等で押さえておく。台風が通過したら直ちに元通りに復元する。

(イ) 間引の中止

台風の時期は白菜、大根等の間引時期であるが、台風の発生が予報されたら無理に間引かない方がよい。1週間程の余裕があれば、間引いた根元に土寄せを行い、吹きまわされるのを防ぐ。

- (ウ) 育苗中の甘らん、白菜等は網等を直接被覆することにより、茎葉の「スレ」を防ぐ。

(4) 果樹類について

ア 防風垣の設置

園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等を考慮して園を囲う必要がある。なお、栽培果樹に接近するため、競合を起こさない樹種を選定する。

イ 防風垣の樹種を選定条件として、次のものがあげられる。

- (ア) 地域条件に適応したもの
- (イ) 防風目的を達するもの
- (ウ) 生長度が早く防風効果が早く表れるもの
- (エ) 果樹と共通の病害虫の寄生とならないもの
- (オ) 根の横張りの少ないもの

ウ 多目的防災網の設置

風害だけでなく降ひょう、害虫、鳥害等を防ぐことができる多目的防災網の設置を推進する。

4 電力施設風害防止対策

風害予防計画の一環として人命を尊重し、送電の確保を図るため、電力施設の風害防止対策は次のとおりとする。

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/s としている。

(2) 防災施設の現況

各設備とも災害予防計画目標に基づき、次により設置している。

ア 送電整備

支持物及び電線の強度は、風速 40m/s (地上 15m) を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。倒木等による事故を防止するため、平時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めるが、特に伐採不十分の箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要対策を講じる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう、平時から P R して市民等の協力を求めるが、やむを得ない場合には、倒壊することがないように施設の強化を依頼する。

イ 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

ウ 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

エ 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

5 通信施設風害防止対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査・検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の 2 ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

第5節 雪害予防対策

本市周辺地域は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危惧されるほか、特に農作物に被害が出ることを考慮し、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

所有する機材やトラック類等を使用するとともに、除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、香取土木事務所や他の道路管理者等と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は、気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

- (ア) 主要市道については、1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
- (イ) 歩道は通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

(1) 事前対策

ア 野菜について

- (ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いため、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるため、屋根の除雪に努めるとともに、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(ウ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いため、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早めるようにする。

イ 果樹について

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てる。また、降雪中は竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とす必要があり、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置整備を行う。また、寒冷紗やコモで樹木を被覆する。

ウ 花きについて

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、支え木をハウスの内側に打ち付ける。特に、パイプハウスは屋根部が弱いため、中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるため、時々払い除く。

(ウ) 露地ものについては支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

(2) 事後対策

降雪後は急激に気温が低下することが多いため、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。

3 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

初期消火の徹底等出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章 第1節 大規模火災対策計画に、林野火災を想定した対策については、同 第2節 林野火災対策計画によるものとする。

1 災害出火の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

消防本部は、消防法第9条の2及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、全ての住宅（寝室、階段等）への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を指導する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、火災に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、消防本部は所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、企業、研究所等への立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行い、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

カ 消防同意制度

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火の推進

消防本部は市の協力のもと、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、自治会、自主防災組織等に対し、次の対策を指導するものとする。

- ア 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。
- イ 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- ウ 消防本部は、消防法第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防の指導の徹底を図る。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の確保

市は、消防水利の基準を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、災害時においても消火活動が行えるよう地域の実情にあった効果的な配置に努める。

(ア) 防火水槽

防火水槽については、各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

(イ) 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

イ 上水道施設の耐震化

災害時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替え等により耐震性の向上に努める。

ウ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は市の協力のもと、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書(平成21年3月)」をもとに、市街地における空中消火について検討する。

(資料 22 消防力の現況)

2 火災に強い市街地

本市の市街地は、明治25年に記録的な大火を経験している。しかし、市内には依然、建築物の老朽化が進んだ地域や道路、公園等の公共施設の整備が立ち遅れた地域が存在している。

今後は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かし、市街地の耐震不燃化と建築物の安全化を推進し、火災に強い市街地の形成に努めるものとする。

(1) 市街地火災の拡大防止

- ア 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法に基づいた準防火地域の指定を維持していくことにより、地域内建築物の不燃化を誘導する。
- イ 準防火地域以外の市街地においては、建築基準法第 22 条に基づき建築物の屋根の不燃化等の区域の随時見直しを図るものとする。

市の防火地域・準防火地域指定状況

防火地域	準防火地域
—	51ha (小見川, 北, 佐原イ, 野田, 本郷の各一部)

(2) 住環境の整備

都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保を図るため、地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた住環境の整備を推進する。

ア 密集市街地

本市の密集市街地については火災延焼の危険地域もあることから、道路・公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を進める。

イ 重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区については、町並みの保全とともに、防災機能をもった道路、空地等の確保に努める。

(3) 文化財等の火災予防

文化財は貴重な国民的財産である。文化財保存のためには万全の配慮が必要であることから、保護対策を推進するほか、予想される災害対策の強化とともに、指導体制を整える。

また、文化財の所有者若しくは管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとする。特に、香取神宮や重要伝統的建造物群保存地区に対しては、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

文化財建造物等の火災予防対策

- ・所有者又は管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
- ・防災施設の設置促進とそれに対する助成
- ・自主防災組織の育成及び指導
- ・重要伝統的建造物群保存地区総合防災計画の策定及び実施の推進

ア 施設設備等

文化財の所有者若しくは管理者は、自動火災報知設備や漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）、消火用水、避雷設備、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備の取付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

また、美術工芸品等の有形文化財の所有者若しくは管理者は、盗難に遭わないよう防犯設備装置の設置に努める。

イ 現地指導

現地巡回視察等により、防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 消防本部は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

第7節 消防計画

消防本部は市の協力のもと、同時多発火災、交通障害等により消防活動が困難となる災害に対処するため、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図る。

1 消防体制・施設の強化

(1) 常備消防の強化

消防本部は市の協力のもと、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の充実・強化

消防本部は市の協力のもと、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、次のような取組を推進するとともに、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 消防団総合整備事業等を活用した消防団の活性化と機動化
- ウ 消防団員の待遇や福利厚生の実施
- エ 機能別団員・分団の採用の推進
- オ 消防団と自主防災組織との連携強化

2 消防用施設の整備

(1) 消防庁舎

消防庁舎については、消防本部が行う再配置計画に基づいて実施する。

(2) 消防車両

車両整備基本方針に基づいて、車両及び資機材を使用年数を定めて、計画的に整備を図る。

(3) 消防団の施設・資機材等

- ア 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備
- イ 消防団拠点施設の整備

(4) 消防通信施設の整備

- ア 消防本部通信網の整備
- イ 消防団通信網の整備

3 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得等隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等をもとに、医療機関との協力体制を確立する。市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

4 相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域化推進計画」（平成 31 年 3 月）に基づいた迅速かつ的確な広域応援を実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

5 消防思想の普及

- (1) 各種の行事において消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋 2 回の火災予防運動を実施する。（各 1 週間）
- (3) 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

なお、住宅火災による死者数の低減のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

第8節 要配慮者等の安全確保対策

高齢化、核家族化や国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等災害対応能力のない人々の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。

このため、在宅中あるいは外出中の要配慮者等の災害発生時における安全確保を図るため、地域における要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制の確立について必要な事項を定める。

1 避難行動要支援者への対応

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、下位計画として香取市避難行動要支援者避難支援計画を位置付け、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、香取市見守りネットワーク事業の推進等災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、把握に当たっては、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、次の事項に留意するものとする。

(ア) 日常業務の中で、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、基準に該当する者をリストアップし、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、平時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても、可能な限りその把握に努めるものとする。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会等従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組も必要である。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者名簿記載対象者

本市における避難行動要支援者名簿への記載対象となる者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とし、概ね次に掲げる者のうち在宅の者とする。

- a 70歳以上の高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- b 身体障害者（児）のうち障害の程度が1級若しくは2級のもの
- c 知的障害者（児）のうちその障害の程度がA判定のもの
- d 精神障害者のうちその障害程度が1級若しくは2級のもの
- e 要介護3以上の認定を受けているもの
- f 香取市見守りネットワーク事業利用者
- g 支援が必要な特定医療費（指定難病）受給者
- h 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- i 自力での避難が困難な妊産婦や乳幼児
- j その他特に災害時において支援が必要なもの

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 市における情報の適正管理

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最小限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化等を進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理のもとに、常に必要最小限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防本部、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会（又は自主防災組織）、その他市長が認めるものに対して、事前に避難行動要支援者の同意を得たものの情報について提供することができる。

また、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。情報の提供は、印刷し紙媒体の交付により行うものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、福祉担当部署は、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会等地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を地域の実情に応じて記載するものとする。

2 要配慮者全般への対応

(1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針や災害時要援護者避難支援の手引き（県作成）を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、要支援者に対し、避難支援が支援者の任意の協力により行われるものであること、支援者による支援が困難となる場合もあることから、要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

避難支援関係者は、まずは自らの身の安全に留意して避難支援を行うものとする。

円滑な避難が要支援者、避難支援関係者、双方の安全確保に重要であるため、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の確定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される道路等の危険な場所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

(4) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(5) 避難施設等の整備及び周知

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等は、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）や関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(7) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や香取保健所（香取健康福祉センター）、市社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料等を確保しておく。

停電や給水停止時に備え、自家発電設備の点検や整備、受水槽内の水を活用するための構造の把握や水道管直結水栓の把握・整備、自己水源の確保等を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人への対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

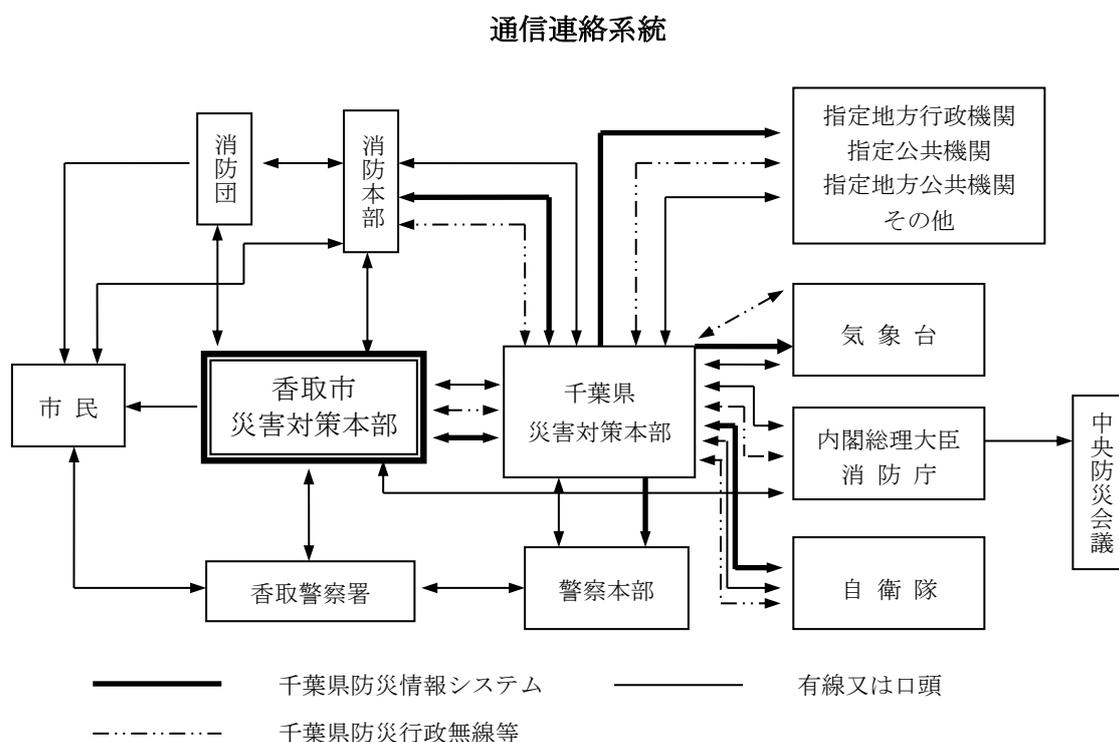
(2) 外国人への対応

市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は次のとおりである。



1 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平時から市民・関係機関との連携を深め、災害時に迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

- (1) 被害調査における自主防災組織等の市民との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関との連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 防災行政無線従事者の育成と訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線従事者との協力体制の確立

2 災害通信基盤の整備

(1) 市における災害通信施設の整備

ア 通信設備の整備

大規模災害時は、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、市は、次の設備等を必要に応じて整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図るものとする。

通信施設の整備

- ・市内の防災拠点や関係機関双方向通信が可能な機器の整備
- ・衛星携帯電話・MCA無線等移動系の通信機器の充実
- ・周辺市町との非常通信手段の充実
- ・パソコンやデジタルカメラ等情報整理を迅速に行う機器等の充実

イ 市防災行政無線

(ア) 固定系

市役所本庁に親局、山田支所、消防本部に遠隔制御装置を置き、市内の子局へ災害発生の場合等の一斉伝達を行う。

また、市内に設置されている子局は一部に難聴地域があるため、現在、戸別受信機等の整備を図っており、防災対策上重要な機関等への戸別受信機の整備を行っている。

なお、市防災行政無線の内容については、防災メール、市ウェブサイト、市フリーダイヤル等により配信する。

(イ) 移動系

市役所本庁内に基地局を設置し、各移動局との間で災害情報の収集や指令等に使用している。今後は主要な避難所等へ機器の整備を図るものとする。

(資料 8-2 災害時に利用可能な無線局)

(2) 県における災害情報通信施設の整備

ア 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

整備概要（無線設備設置機関）

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関に無線設備を設置している。

イ 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

ウ 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

(3) 施設の災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 通信施設は、災害時に被害が少ないと思われる場所と建物を選定し設置する。
- イ 災害時の無線機器の取扱いについては、経験豊富な無線従事者を優先的に配置する。
- ウ 基地局には、停電に備えての自家発電装置（最低3日間の非常用電源）を設置する。
- エ 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置を講じる。

(4) 停電対策

ア 市

市は、大規模停電時においても、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に市民に伝達できるよう、放送事業者等と連携しながら、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- (ア) 基地局等には、停電に備えての自家発電装置（最低3日間の非常用電源）を設置するとともに、発電に必要な燃料を確保しておく。
- (イ) 停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を確保しておくとともに、定期的に保守点検を実施する。
- (ウ) 発災時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、平時より積極的に連携を図る。

イ 電気事業者

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(5) 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 定期的（年1回以上）な点検及び清掃
- イ 梅雨、台風時期前の点検強化
- ウ 発電機の点検及び清掃
- エ 予備品の点検
- オ 不良箇所発見の際の即時修理

3 警察における災害通信網の整備

- (1) 千葉県警は、警察災害通信施設について、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。
- (2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI(株)における電気通信サービスの整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8 非常通信体制の充実強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

10 その他通信網の整備

市は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(1) 食料等の調達体制

ア 市の実施する食料品等の調達体制

備蓄物資支給対象者については、「千葉県地震被害想定調査（平成26・27年度）」をもとに算出された避難所生活者を対象者とし、主食（アルファ化米、缶入りパン、高齢者用食（アルファ化米、おかゆ）、簡易食料（ビスケット等）、粉ミルク、飲料水を中心に備蓄を行う。

(ア) 市では、アルファ化米を中心に備蓄し、その他は流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

(協定 災害時協定一覧)

(イ) 食料の供給が円滑にできるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

(ウ) 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(エ) 有効期限が近づいた食料及び飲料水については、市の総合防災訓練時に配布するとともに、要望に応じて自主防災組織等の訓練や出前講座の際に配布する。

また、市の様々なイベントで活用することによって、市民の防災意識の高揚を図るほか、防災教育の一環として、小・中学校への配布を検討する。

イ 関係機関等による食料品等の調達体制

関係機関等の調達体制は、次のようになっている。市は、災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関との情報交換に努めるものとする。

(ア) 農林水産省

a 政府所有米穀の緊急の引渡要請に備える。

b 米穀販売事業者、関係業者等の米穀、食料品等の供給可能数量を把握する。

(イ) 食料品取扱業者

食料品について、被災地への供給再開が迅速に図られるよう、市内卸売業者からの優先供給体制について、協定の締結に努めるものとする。

(ウ) 商工会議所、商工会等

市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。

(協定 災害時協定一覧)

ウ 市民による食料品等の調達体制

(ア) 各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

(イ) 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるため、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう周知に努めるものとする。

エ 事業所等による食料品等の調達体制

事業所等の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。各事業所等は、災害発生に備え、市民と同様に在籍の従業員に見合う非常用食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

(2) 生活必需品等の調達体制

ア 生活必需品については、高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

主な生活必需品の備蓄品目例

区分	品目名	
寝具・被覆	毛布、簡易ベッド、肌着、靴下 等	
炊事用具・食器	鍋、包丁、紙皿、割り箸 等	
保育用品	哺乳瓶、紙おむつ、おしりふき 等	
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、小型発電機、バッテリー 等	
日用品	トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、タオル、ごみ袋、スリッパ 等	
感染症対策物資	マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード 等	
季節用品	夏季	扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 等 ※水と並行して、経口補水液、スポーツドリンク、塩分タブレット等塩分も接種できる飲料の備蓄 ※ゼリー等、水分量の多い非常食の備蓄
	冬季	防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 等 ※断熱床マットや保湿性の高いシートの備蓄

イ 毛布については、長期保存が可能な真空パック入りのものを計画的に購入・備蓄するとともに、その他の物資についても、保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に備蓄する。

また、備蓄物資として適さなくなった生活必需品については、可能な限り再利用する。

ウ 市民に対して防災意識の向上を図り、携帯ラジオ、懐中電灯、小型発電機、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、ばんそうこう、医薬品・常備薬、マスク、手指消毒用アルコール、体温計、石鹸等の生活必需品の備蓄を行うよう呼びかける。

(3) 供給体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

ア 集積拠点

市は、物資の集積拠点について、次の条件に基づき指定する。

(ア) 救援物資等の集積・分類が可能な施設

(イ) 救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

なお、選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

イ 供給体制

(ア) 市は、物資の輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。

(協定 災害時協定一覧表)

(イ) 市は、集積拠点から避難施設までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(ウ) 市は、地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊き出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

(エ) 自主防災組織等は、市との役割分担に基づいて避難所での配布について、あらかじめ地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

(オ) 市は、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(カ) 市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うよう努める。

(4) 資機材の備蓄・点検

市は、災害予防や応急・復旧活動時に有用なブルーシート、土のう、その他の資機材について、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要量を備蓄しておくとともに、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるなど調達体制を整備しておく。

また、災害応急活動を円滑に実施するため、必要資機材等の点検・整備を図るものとし、災害応急活動を実施する関係機関、団体等において、それぞれ実施する。

(5) 燃料の備蓄

- ア 市は、自家発電設備 72 時間分の燃料備蓄など、燃料備蓄量の増強を図る。
- イ 市は、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。

(6) 水防用資機材の整備

市では、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。今後も、風水害等による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう水防用資機材の整備に努める。

(7) 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

2 給水体制の整備

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

(1) 備蓄・調達体制の整備

ア 災害時の給水量の検討

「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、最小限必要な飲料水として一人 1 日 3 リットルとして 3 日分、4 日目を以降、飲料水及び生活用水として一人 1 日 20 リットルとして確保する。

イ 市の対策

- (ア) 浄水場・管路等施設の更新と災害用井戸の指定等の多様な水源の確保に努め、計画的に施設の断水防止対策等を図る。
- (イ) 市民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

ウ 各家庭での対策

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトル水等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、地域への提供を含め、その維持確保に努める。

(2) 供給体制の整備

飲料水等の供給について、事前に必要量を算出して発災時の供給体制等の確立を図る。

供給体制の整備

- ・給水計画の策定等、給水体制の確立を図る
- ・給水源の確保、供給量の見直しを行う
- ・被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う
- ・病院、福祉施設等への供給確保を図る
- ・給水タンク、ポリタンクの確保を行う

(3) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

(協定 災害時協定一覧)

第11節 緊急輸送体制

風水害等が発生した場合、物資や災害応急対策要員等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路を選定してその整備を図る。

また、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備え、空からの輸送を確立するため、臨時ヘリポートを指定し緊急事態に備えるものとする。

1 緊急輸送体制の整備

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害発生を防止を図るため、平時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

(1) 市緊急交通路の指定

災害時の緊急輸送等の重要性を考慮し、事前に次に示す指定要件に基づき、市独自の災害時緊急交通路を指定する。

また、関係機関と協議の上、市が開設する物資集積拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

市緊急交通路の指定要件

- ・香取市域と近隣市町を接続する幹線道路
- ・各避難施設に接続し、応急対策活動上重要な道路
- ・防災拠点・病院等の主要公共施設等を接続する道路

(2) 緊急交通路の確保

災害対策に必要な緊急交通路を確保するため、歩行者又は車両等に対する交通規制措置及び緊急交通路の確保に関する次の対策について、警察及び道路管理者と事前に協議、情報交換を行っておくものとする。

警察・道路管理者間における協議事項

- ・道路情報の共有化
- ・交通規制の実施要領
- ・交通規制等に関する広報体制
- ・緊急交通路確保の実施体制と資機材の確保

(3) ヘリポートの確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場を確保し、市地域防災計画に位置付けるとともに、次の条件に基づきその確保に努める。

ア ヘリポートは、避難住民の安全性等を考慮し、できるだけ避難所（避難地）と競合しない場所に確保する。

イ 場合によっては市外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に隣接市町と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

ウ ヘリポートは、広報紙等で市民に周知し、車両の進入防止に努める。

(資料 16 臨時ヘリポート)

2 輸送体制の整備

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議しておくものとする。

(1) 鉄道・バス等の公共交通機関

ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について

イ 不通区間、運行状況等の広報体制について

ウ 鉄道等による物資輸送体制について

(2) トラック協会・日本通運(株)及び船舶取扱業者

ア 人員、物資輸送の要請方法について

イ 保有車両等の状況について

ウ 発災時の活動体制について

(3) 市内燃料供給業者

緊急輸送用車両の燃料確保・補給について

3 緊急通行車両

(1) 公安委員会への事前届出

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

(資料 13 災害時緊急通行車両一覧)

第12節 防災施設等の整備

風水害等から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難施設の整備が重要である。このため、必要な数・規模の避難施設等を整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

また、災害応急活動を円滑に行うための防災拠点施設等を整備する計画を進める。

1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力する。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、災害に伴う火災等に対応するため、安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(資料 14 指定緊急避難場所及び指定避難所)

イ 指定避難所の整備等

市は、学校、公民館等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、要配慮者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

避難所等の整備については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 避難所の開設が予定される施設の耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、被災住民を収容することが可能な構造又は規模をもって適切に配慮する。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- (ウ) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備等を整備する。また、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置に努める。
- (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (コ) 避難所における新型コロナウイルス等感染症防止対策として、十分な居住スペースの確保や他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保できるようにレイアウトの工夫に努めるものとする。

また、指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースの最大限拡大や指定避難所となっていない公共

施設、民間施設、自治会が管理する集会施設、企業の福利厚生施設、ホテル等宿泊施設の避難所としての活用を検討する。

さらに、地域内の空き家並びに感染者及び避難者の収容可能な施設の洗い出しを行っておく。

- (サ) マスク、体温計、アルコール消毒液、ゴム手袋、石鹸、ウエットティッシュ、ガウン（エプロン）、間仕切り、段ボールベット等の感染症対策物資の十分な備蓄に努める。
- (シ) 飼育動物（ペット）のためのスペース確保に努める。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (セ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(3) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を行う。

第13節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、市内でも、JRの不通や国道51号をはじめとした幹線道路の激しい渋滞により観光客等多くの帰宅困難者が発生し、市民体育館で受け入れを行った。

台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

風水害等の場合は、地震・津波災害に比して、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風雨や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は広報紙、ウェブサイト、ポスター等様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(web171)、SNS等の新たな情報媒体等、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において、従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動を取るためには、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やウェブサイト等を活用して主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校等関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校等関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から浸水想定等の安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業、学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市域内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ウェブサイトや広報紙等を活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシー等の確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、災害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第14節 防災体制の整備

風水害に対し、迅速かつ適切に対処できるよう、平時から効果的な応急活動実施のための事前対策を講じておく。

また、大規模な風水害等発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保等体制整備に努める。

1 効果的な応急活動のための事前対策

(1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結推進や災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

イ 市は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

エ 市は災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

オ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 業務継続体制の確保

市では、市域に被害が及ぶ大規模な風水害時においても、市が行わなければならない業務を限られた人員、資機材等を効率的に投入し、早期に可能な限り通常レベルに復旧させるための事前対策として「香取市業務継続計画（風水害編）」を策定する。

(1) 計画の基本方針例

ア 風水害による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた応急対策業務を遂行する。

イ 市役所機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるために、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

ウ 非常時優先業務の継続に必要となる人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

エ 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

オ 台風、豪雨等に備え、平時から全庁的な取組として業務継続力の向上に努める。

(2) 非常時優先業務

災害対応と通常業務を洗い出した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

なお、非常時優先業務は、災害対策業務と優先すべき通常業務の二つから構成される。

(3) 計画の点検・見直し

非常時優先業務体制は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、検討を踏まえたものであっても、最初から完全な体制が構築できるものとは限られない。

発災時に機能する計画とするために、国や県の動向、地域防災計画の修正を見定めながら変更等があった場合は、遅滞なく更新するなどの時点修正を行う。

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 3 編 風 水 害 等 編

<第 3 章 風水害等応急対策計画>

目 次

第3章 風水害等応急対策計画	風-3-1
第1節 活動体制の確立	風-3-1
1 災害警戒本部	風-3-1
2 災害対策本部	風-3-2
3 職員の動員・配備	風-3-12
4 災害救助法の適用手続等	風-3-13
第2節 情報収集・伝達体制	風-3-17
1 通信体制	風-3-17
2 通信手段の確保	風-3-19
3 気象情報の受領・伝達	風-3-20
4 水防警報	風-3-25
5 被害情報等収集・報告	風-3-29
6 災害時の広報	風-3-36
7 災害時の広聴	風-3-40
第3節 避難計画	風-3-41
1 計画方針	風-3-41
2 実施機関	風-3-41
3 避難の勧告又は指示等	風-3-42
4 警戒区域の設定	風-3-47
5 受入れ計画	風-3-48
6 避難所の開設・運営	風-3-51
7 感染症対策	風-3-55
第4節 要配慮者等の安全確保対策	風-3-57
1 要配慮者に対する対策	風-3-57
2 社会福祉施設等における対策	風-3-58
第5節 消防・救助救急・医療救護活動	風-3-60
1 消防活動	風-3-60
2 救助・救急	風-3-62
3 水防活動	風-3-64
4 危険物等の対策	風-3-66
5 医療救護	風-3-67
第6節 交通の確保・緊急輸送対策	風-3-72
1 道路等の応急対策	風-3-72
2 交通関係情報の収集・伝達	風-3-73
3 緊急輸送路の確保	風-3-74
4 市の緊急輸送に関する実施体制	風-3-74
5 緊急輸送に必要な手続き	風-3-76

6	道路啓開.....	風-3-77
7	ヘリコプターによる緊急輸送.....	風-3-77
第7節	救援物資供給活動.....	風-3-79
1	応急給水.....	風-3-79
2	食料品等の供給体制.....	風-3-81
3	生活必需品等の調達供給.....	風-3-83
4	燃料の調達.....	風-3-85
5	県の実施体制.....	風-3-85
6	広域実施体制.....	風-3-85
第8節	広域応援の要請.....	風-3-87
1	県に対する応援要請.....	風-3-87
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請.....	風-3-87
3	被災市区町村応援職員確保システム.....	風-3-90
4	民間団体等に対する協力要請.....	風-3-90
5	受援計画の策定.....	風-3-91
6	広域避難者の支援要請又は受入れ.....	風-3-91
7	労働力の確保.....	風-3-92
第9節	自衛隊への災害派遣要請.....	風-3-93
1	自衛隊の災害派遣基準等.....	風-3-93
2	自衛隊派遣要請手続き.....	風-3-93
3	災害派遣部隊の受入体制.....	風-3-95
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要.....	風-3-96
5	災害派遣部隊の撤収要請.....	風-3-97
6	経費の負担.....	風-3-97
7	自衛隊の即応態勢.....	風-3-97
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護.....	風-3-98
1	市教育委員会.....	風-3-98
2	学校.....	風-3-98
3	授業料等の減免・育英補助の措置.....	風-3-101
4	社会教育施設.....	風-3-101
5	文化財等.....	風-3-102
第11節	帰宅困難者対策.....	風-3-103
1	帰宅困難者の定義.....	風-3-103
2	想定される事態.....	風-3-103
3	帰宅困難者対策の実施.....	風-3-103
4	帰宅困難者等の把握と情報提供.....	風-3-104
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	風-3-104
6	徒歩帰宅支援.....	風-3-105
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	風-3-106

1	保健活動.....	風-3-106
2	防疫対策.....	風-3-108
3	死体の捜索処理等.....	風-3-109
4	動物対策.....	風-3-112
5	清掃及び障害物の除去.....	風-3-112
第13節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与.....	風-3-118
1	被災建築物の応急危険度判定の実施.....	風-3-118
2	被災宅地危険度判定の実施.....	風-3-118
3	応急仮設住宅の供与等.....	風-3-119
4	り災証明書の交付体制の確立.....	風-3-121
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧.....	風-3-122
1	上水道.....	風-3-122
2	下水道.....	風-3-123
3	電力施設.....	風-3-123
4	ガス施設.....	風-3-126
5	通信施設.....	風-3-126
6	放送機関.....	風-3-129
7	鉄道施設.....	風-3-130
8	公共施設.....	風-3-131
9	その他の施設等.....	風-3-131
第15節	ボランティアの協力.....	風-3-134
1	災害ボランティアセンターの設置.....	風-3-134
2	ボランティアの活動分野.....	風-3-135
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体.....	風-3-135
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ.....	風-3-136
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣.....	風-3-137
6	ボランティア受入体制.....	風-3-137
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等.....	風-3-138
第16節	自主防災活動.....	風-3-139
1	自主防災組織の活動体制.....	風-3-139
2	自主防災活動の主な内容.....	風-3-139
第17節	社会秩序の維持等に関する対策.....	風-3-141
1	社会秩序の維持.....	風-3-141
2	物価の安定、物資の安定供給.....	風-3-141

第3章 風水害等応急対策計画

災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路、橋梁の破損、さらには、生活関連施設の機能障害等の被害の発生にとどまらず、人命損傷も予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策の万全を期することとする。

第1節 活動体制の確立

災害が発生、又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動を開始し、市民及び関係機関・団体並びに他市町村・県及び防災関係機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、身体及び財産を守るための応急対策を行うものとする。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置（第1・2・3配備体制）

市長は、災害が発生するおそれがある場合、その配備体制を決定し、情報の収集・伝達・警戒・避難所の開設等必要な警戒活動を行うため災害警戒本部を設置する。

なお、災害警戒本部を設置する前の準備段階として、気象情報等の収集や配備準備等を行う準備配備体制を敷くものとする。

(2) 配備基準（第1・2・3配備体制）

ア 第1配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 市長が必要と判断した場合

イ 第2配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 銚子地方气象台から市域（千葉県北東部）に大雨注意報、洪水注意報の一以上が発令され、前日までの降雨量等から警戒の必要があると判断した場合

(ウ) 早期開設避難所の開設が必要と判断した場合

(エ) 上記いずれかの状況になった場合のほか、市長が必要と判断した場合

ウ 第3配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 銚子地方气象台から市域（千葉県北東部）に大雨警報、洪水警報、暴風警報の一以上が発令されたときで、被害の発生するおそれがあるとして判断した場合

(ウ) 避難所の開設が必要と判断した場合

- (エ) 消防本部、利根川下流河川事務所等から注意を促す連絡があった場合
- (オ) 上記いずれかの状況になった場合のほか、市長が必要と判断した場合

(3) 災害警戒本部の廃止

市長は、被害情報の収集及び必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められない、又は終息と判断したときは災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として本庁舎4階庁議室に設置し、総務企画部総務課を事務局とする。

(5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務企画部長とし、関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、人員配備に要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(資料2 香取市災害警戒本部事務分掌)

(6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の判断

※総務企画部長は事務事項を踏まえて、副市長を通じて、市長に報告する。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置（第4配備）

災害対策本部は、香取市災害対策本部条例の定めるところによるが、特に大規模災害時においては、職員の総力をもって災害応急活動にあたる必要があることから、市長は第4配備体制を敷き、災害対策本部を速やかに設置する。

(2) 配備基準（第4配備体制）

- ア 大規模な災害が発生したとき
- イ 大規模な災害の発生が予想されるとき
- ウ 災害救助法が適用されたとき
- エ 上記以外の状況で市長が必要と判断した場合

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

災害対策本部の設置及び廃止の通知先及び方法

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
庁内各部	庁内放送・市防災行政無線・電話・FAX・他
県知事	県防災行政無線・電話・FAX・他
警察署	県防災行政無線・電話・FAX・他
消防本部	県防災行政無線・電話・FAX・他
その他防災関係機関	電話・県防災行政無線・FAX・他
市民	市防災行政無線・ウェブサイト・広報車・他
報道機関	電話・FAX・他
隣接市町	県防災行政無線・電話・FAX・他

(4) 災害対策本部の設置場所

ア 災害対策本部は、原則として本庁舎4階庁議室に設置する。

イ 災害対策本部代替施設

本庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が確保できないときは、原則として山田支所内に設置する。

ウ 標識の掲示等

本部が設置されたときは、本庁舎正面玄関に香取市災害対策本部の標識を掲げるものとする。

エ 非常用電源の確保

電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所本庁 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000リットル	22時間程度

風水害時の配備基準

配備体制	配備基準	本部 及び組織	配備職員	活動内容
第4配備	1) 大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害の発生が予想されるとき 2) 災害救助法が適用されたとき	災害対策 本部設置	全職員	1) 大規模災害に対処する 応急対策の実施 2) 被害状況の把握 3) 気象情報の収集伝達 4) 各関係機関への要請 5) その他事務事項
第3配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合 2) 銚子地方気象台から市 域（千葉県北東部）に大 雨警報、洪水警報、暴風 警報の一以上が発令され たときで、被害の発生す るおそれがあると判断し た場合 3) 避難所の開設が必要と 判断した場合 4) 消防本部、利根川下流 河川事務所等から注意を 促す連絡があった場合	災害警戒 本部設置 （責任者：総務 企画部長）	あらかじめ 定めた職員	1) 災害に対処する応急対 策の実施 2) 被害状況の把握 3) 気象情報の収集伝達 4) 今後の第4配備体制へ の検討と準備 5) その他事務事項
第2配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合 2) 銚子地方気象台から市 域（千葉県北東部）に大 雨注意報、洪水注意報の 一以上が発令され、前日 までの降雨量等から警戒 の必要があると判断した 場合 3) 早期開設避難所の開設 が必要と判断した場合	災害警戒 本部設置 （責任者：総務 企画部長）	あらかじめ 定めた職員	1) 被害状況の把握 2) 気象情報の収集 3) 電源・通信機器の確保 4) 今後の第3配備体制へ の検討と準備 5) その他事務事項
第1配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合	災害警戒 本部設置 （責任者：総務 企画部長）	あらかじめ 定めた防災 関係職員	1) 情報の把握収集 2) 電源・通信機器の確保 3) 今後の第2配備の検討 準備 4) その他の事務事項

(5) 指定職員

ア 指定職員の選任

指定職員として次の職員をあらかじめ指定し、参集場所及び役職、所属を指示しておくものとする。

(ア) 初動対応職員

災害が発生するおそれがある場合、又は発災直後の混乱期に初動組織をいち早く立ち上げるため、次の条件により選任するものとする。

- a 本庁及び各支所の各区域内に居住する者
- b ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

(イ) 統轄班補助職員

大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は大規模災害発生後の統轄班の業務を補助するため、次の条件により選任するものとする。

- a 過去に市の防災関係業務を経験した者
- b ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

イ 指定職員の任務解除

指定職員の任務は、次により解かれるものとする。

- (ア) 人事異動により、防災上特定の施設職員に配属された場合
- (イ) 特定の対策マニュアルが策定された場合
- (ウ) 身体等に故障が発生した場合
- (エ) 居住地が変更になり指定場所へ行くことが困難である場合

ウ 災害時の指定職員の任務解除

- (ア) 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、災害対策本部が通常の第4配備に移行した場合
- (イ) 本部長から所属部の活動に戻るよう指示があった場合
- (ウ) その他本部長が必要と認めた場合

(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関する事

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事

(ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関する事

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事

(オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関する事

(カ) 災害対策経費の措置に関する事

(キ) 災害救助法の適用に関する事

(ク) その他災害対策の重要事項に関する事

ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

(8) 災害対策本部の事務分掌

本部会議の事務分掌

役職名	事務分掌
本部長	<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議、本部会議の議長になること・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと・ 市民向け緊急声明を発表すること・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること・ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	<ul style="list-style-type: none">・ 本部長が不在又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること
本部員	<ul style="list-style-type: none">・ 担当部の職員を指揮監督すること・ 本部長・副本部長を補佐すること・ 本部長・副本部長が不在又は事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること

各部各班の事務分掌

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平時の担当課・班】	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)		
統轄部 (総務企画部長)	統轄班 (総務課長)	統轄グループ 【防災対策班】	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の総合企画及び運営 ・本部指示事項の伝達 ・避難勧告等の発令の調整 ・災害救助法の適用 ・事務局内各班との連絡調整 ・千葉県災害対策本部への連絡調整 	
		職員動員グループ【職員班】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員動員及び配備の総合調整 ・災害対策従事職員の把握 ・災害派遣職員の受入れ及び配置 	
		情報システムグループ【情報管理班】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの安定稼働及び復旧 ・庁内 LAN 等通信体制の確保 ・対策本部端末の稼働確保及び運用 	
	災害対策本部	秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書グループ【秘書班】	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書業務
			広報グループ【広報広聴班】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報 ・災害の記録及び活動記録 ・報道機関等への情報提供及び連絡調整 ・防災行政無線の運用
	事務局	調整情報班 (企画政策課長)	調整グループ【政策班】	<ul style="list-style-type: none"> ・各部班が実施する応急対策の調整 ・各部班への集約情報の伝達 ・各部班との連絡調整 ・災害見舞者及び視察者の受入れ ・災害復興計画策定の総合調整
			情報グループ【企画調整班・各指定班員】	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握、取りまとめ、県への報告 ・避難者の把握 ・被災状況図(マップ)の作成 ・気象情報等の情報収集 ・国、県等への要望、陳情 ・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力 ・災害対策本部会議の議事録作成
			電話対応グループ【監査委員事務局・各部指定員】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの問い合わせ対応(電話)
			総務班 (総務班長) 【総務班】	<ul style="list-style-type: none"> ・応急資機材の調達 ・災害用備蓄資機材の払出 ・災害用電話の確保 ・市民等からの問い合わせ対応 ・り災証明書の発行 ・部内各班との連絡調整
		会計班 (会計課長) 【会計課】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策経費の出納 ・義援金の受入れ及び保管 	
		財政班 (財政課長) 【財政課】	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の安全確保 ・庁舎の管理及び安全確保 ・市有財産被害の取りまとめ ・被害額の取りまとめ ・災害予算及び資金の運用 ・災害対策用車両等の確保 ・燃料の確保 ・部内各班との連絡調整 	

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平時の担当課・班】	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
	調査班 (税務課長) 【税務課、債権管理課】	・災害による家屋被害調査
議会調整部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局次長) 【議会事務局】	・議場等における避難誘導 ・市議会及び本部との連絡調整
援護部 (福祉健康部長)	要配慮者支援班 (社会福祉課長) 【社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、市民課】	・災害時要配慮者の支援 ・社協、赤十字社との連絡調整 ・被災者再建支援制度に関する窓口の開設と相談 ・避難所の開設及び管理 ・遺体に対する必要措置 ・社会福祉施設の被害調査 ・部内各班との連絡調整
	医療救護班 (健康づくり課長) 【健康づくり課】	・医療機関、医師会等との連絡調整 ・医療救護所の設営等 ・傷病者等の応急手当及び助産 ・感染症予防及び被災者の健康管理
生活部 (生活経済部長)	食料班 (農政課長) 【農政課、農業委員会】	・応急食料、飲料水等調達、炊き出し及び配分 ・部内各班との連絡調整
	物資班 (商工観光課長) 【商工観光課】	・生活物資の調達、配分 ・救援物資の受入れ及び保管
	衛生班 (環境安全課長) 【環境安全課】	・被災地の防疫(衛生関連) ・廃棄物の処理及び清掃 ・仮設トイレの設置等調整
	支所班 (支所課長) 【支所課】	・本部及び関係機関との連絡調整 ・地区内の被災状況の把握及び連絡 ・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者支援対応
	市民活動班 (市民協働課長) 【市民協働課】	・自治会等との連絡調整 ・災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・非常市民相談窓口の開設
施設部 (建設水道部長)	都市復旧班 (都市整備課長) 【都市整備課】	・応急被害対応及び復旧 ・被災建築物・宅地応急危険度判定 ・住宅等の確保(仮設住宅、市営住宅) ・公園、市営住宅、駐車場、駐輪場の被害調査及び復旧 ・部内各班との連絡調整
	土木復旧班 (土木課長) 【土木課】	・応急被害対応及び復旧 ・各施設連絡道路の確保 ・被災現場での交通安全の確保
	下水道復旧班 (下水道課長) 【下水道課】	・下水道(集落排水、地域汚水含む)施設の被害調査及び復旧 ・下水道処理区域の排水対策
	給水水道復旧班 (水道課長) 【水道課】	・応急給水用水の確保及び給水指示 ・水道施設の被害調査及び復旧
避難部 (教育部長)	教育対策班 (教育総務課長) 【教育総務課、学校教育課】	・児童生徒の安全確保 ・部内各班との連絡調整
	教育対応班 (生涯学習課長) 【生涯学習課】	・避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・救援物資の保管(物資班との調整含む)

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平時の担当課・班】		事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
協力部	応援班	各部より	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部設置時の対応 ・避難所開設時の対応 ・避難誘導の対応 ・応急給水の対応 ・被害家屋調査の対応等必要に応じて
		指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物・宅地応急危険度判定の対応、地域連絡所、支所、統轄班の応援等必要に応じて

(9) 災害対策本部の資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたとき、本部の運営上必要な次の措置を速やかに準備するものとする。

- 災害処理票・住宅地図等の確保
- 防災関係機関連絡先一覧表の確保
- 防災行政無線（移動系含む）の開設
- 通信手段（電話、FAX・携帯電話・アマチュア無線等）の確保
- 災害対策要員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の確保
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- 自主防災組織等との連絡
- 避難所の開設
- 長期化が予想される場合は、食料品・飲料水・寝具・燃料等の確保

(10) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部は災害情報等を収集・分析し、応急対策を行う。

ア 組織及び運営

(ア) 現地災害対策本部長

a 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

b 災害対策本部長は、現地災害対策本部を指揮監督する。

(イ) 現地災害対策本部職員

運営は、現地災害対策本部長が指名した者で構成する現地災害対策本部職員があたる。

イ 事務分掌

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) 避難に関する勧告・指示・警告
- (エ) 現地災害対策本部の廃止に関すること
- (オ) その他、本部長の特命事項

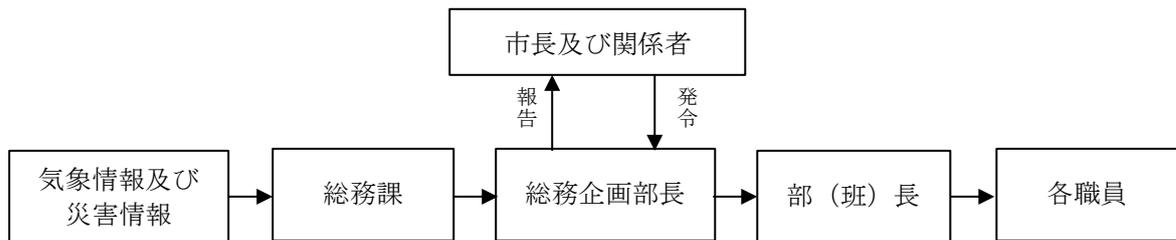
3 職員の動員・配備

本部長は、市域で災害が発生、又は災害の発生するおそれがある場合は、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し次の動員・配備を発令する。

(1) 動員の方法

ア 勤務時間内

- (ア) 各部（班）長は、配備指令が発令されたときは、事務分掌に基づき、あらかじめ定められた職員を動員する。
- (イ) 配備についての職員は、部（班）長の命令により、応急活動を実施する。
- (ウ) 伝達系統



イ 勤務時間外（休祝日・夜間）

- (ア) 総務企画部長及び各部（班）長は、電話等により参集の連絡を行う。
また、各職員は、電話等の不通により伝達が不可能な場合は、テレビ・ラジオ等の報道から自ら情報を収集し、必要があると判断するときは、連絡を待つことなく自主的に参集する。
- (イ) 市防災行政無線、職員参集メール等を使用し、職員に参集を呼びかける。
- (ウ) 職員は、安全確認の後、速やかに参集する。なお、参集した者から部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

(2) 動員から除外する職員

- ア 傷病者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の配備体制別に所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を次の区分により指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図る。

ア 指定職員の動員

指定職員は、あらかじめ定められた場所へ参集し、指示された所属に就く。

イ 所属職員の動員

所属する職場へ参集する。

ウ 参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

徒歩、自転車又はバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部(班)長に報告する。

応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、着替え、懐中電灯、軍手、雨具等の災害活用に有効なものを持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

4 災害救助法の適用手続き等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としたものである。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定により、本市における適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市 80 世帯以上	第1条第1項 第1号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500 世帯以上 かつ市 40 世帯以上	第1条第1項 第2号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家滅失世帯数が多数※	県 12,000 世帯以上 かつ市 多数	第1条第1項 第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれがある場合	(知事が内閣総理大臣と事前 協議を行う必要がある)	第1条第1項 第4号

※ 多数：概ね5世帯以上とし、市町村の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき

(3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(4) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の 50%以上に達した程度のも

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の 20%以上 50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 災害救助法の適用手続き

ア 市

(ア) 災害に対し、市における災害が、前記(2) 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

(イ) 災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

- (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

告 示

〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

(6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

災害情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図るため、情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

1 通信体制

(1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、災害対策本部に連絡責任者を置く。連絡責任者は、調整情報班長とし、各所属及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

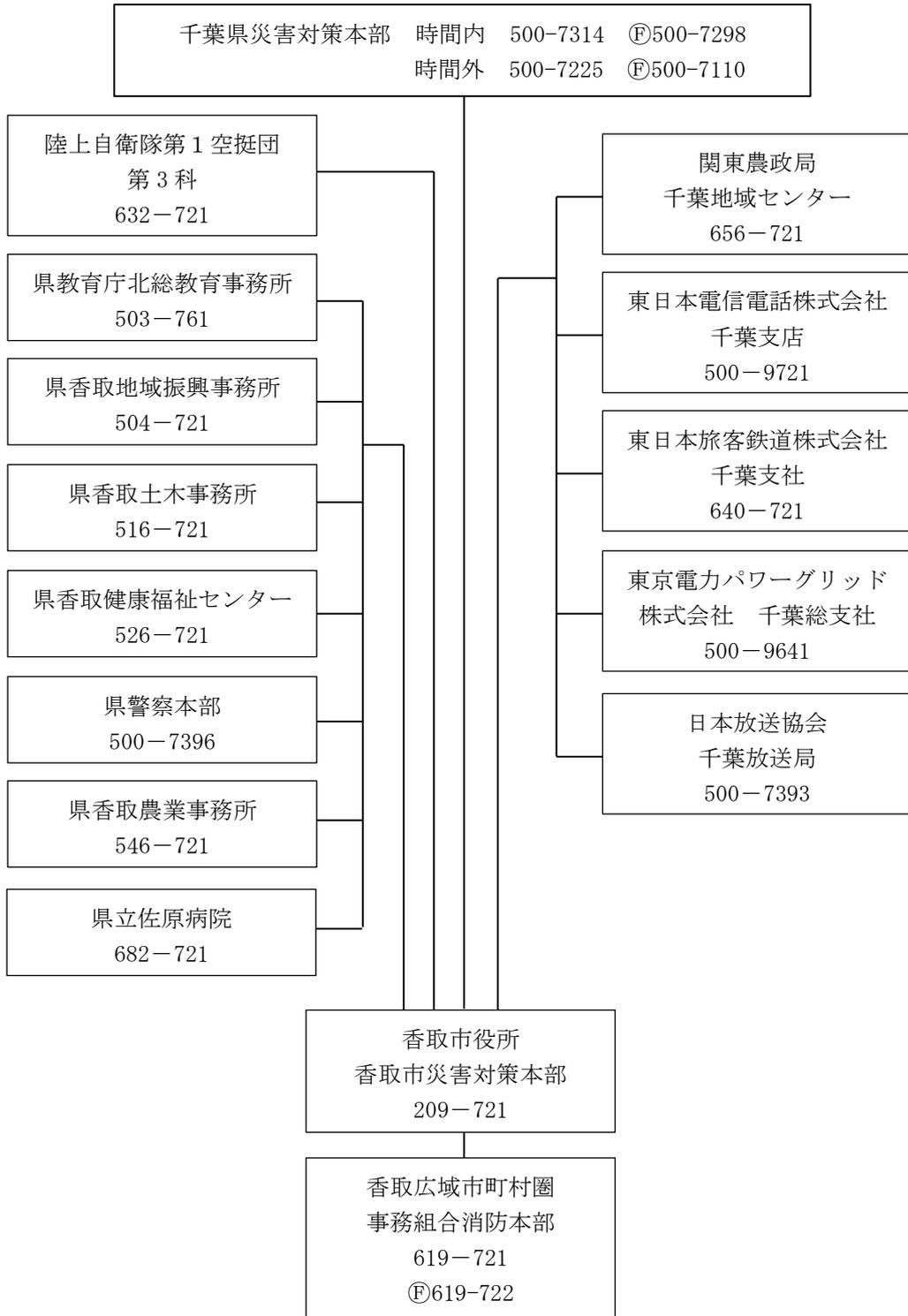
(2) 本部連絡員の派遣

- ア 各部（班）は、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局に派遣する。
- イ 防災関係機関は、本部との連携強化のため、本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(3) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統は次のとおりである。

通信連絡系統（千葉県防災行政無線）



2 通信手段の確保

一般電話や携帯電話等は取扱いが容易であるが、災害時には通信の輻輳や施設の被災により不通になることも予想される。その場合は、県防災行政無線をはじめとする市保有、あるいは民間の無線設備等あらゆる手段を尽くして、通信・連絡手段を確保するものとする。

(1) 指定電話・連絡責任者

ア 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信用に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

(2) 有線通信網の利用

ア 災害時優先電話

市は災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局(東日本電信電話(株)千葉支店)の登録を受けた番号の加入電話(災害時優先電話)より行う。

イ FAXの利用

市、出先機関、県、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡により行う。

(3) 市防災行政無線の活用

ア 災害時に利用可能な無線通信

市が利用できる無線通信施設等は次のとおりである。

(ア) 市防災行政無線

(イ) 県防災行政無線

イ 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(資料 8-2 災害時に利用可能な無線局)

ウ 通信の制約に対する対応策

(ア) 使用できないとき

代替の通信手段によるが、最悪の場合には伝令を派遣して連絡する。

(イ) 混雑しているとき

混雑している時間帯は短時間のため、話中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

(ウ) 聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。

また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も適当な場所に移動する。無線機は1 m移動したり、傾けただけで送受信状態等が大きく変化することもある。

エ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

オ 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、全て本部に対して次の項目に基づき、行うものとする。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）

(エ) 簡潔通話の実施の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）

(オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(4) 通信連絡系統の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、電波法第 52 条の規定により、「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て無線通信施設を使用する。

ア 香取警察署通信施設

イ 国土交通省利根川下流河川事務所通信施設

ウ 東日本旅客鉄道(株)佐原駅通信施設

エ アマチュア無線施設

オ 千葉県防災行政無線

3 気象情報の受領・伝達

(1) 気象情報の受領

ア 警戒レベル

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる 5 段階の警戒レベルも併せて提供される。

5段階の警戒レベル

警戒レベル	情 報	とるべき行動
警戒レベル5 相当	・大雨特別警報 ※ ¹ ・氾濫発生情報	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4 相当	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」（うす紫） ・氾濫危険情報	・自治体が避難勧告を発令する目安となる情報。 ・自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。
警戒レベル3 相当	・大雨警報（土砂災害）※ ² 、※ ³ ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報	・自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報。 ・自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断を行う。
警戒レベル2 相当	・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル2	・大雨注意報 ・洪水注意報	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	・早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

※¹ これまでに経験したことがないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指す。

※² 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

※³ 「伊勢湾台風」級の台風等による大雨が見込まれる際には高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3の大雨警報（土砂災害）が大雨特別警報（土砂災害）として発表される。

資料：気象庁

イ 注意報・警報・特別警報

(ア) 銚子地方気象台は、大雨や洪水、強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(イ) 市は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して市民等へその旨を速やかに伝達する。

(資料6 気象予報等の基準)

ウ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき、銚子地方気象台と千葉県が共同発表する。

(ア) 発表対象地域

県内の市町村毎に発表される。

(イ) 発表基準等

a 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び 2 時間先までの降雨予測値をもとに、作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。

b 情報の解除

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにも係らず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議の上、解除できるものとする。

c 情報の特徴

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）、又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域に発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、天気予報と同じ区域に発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

カ 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

キ 異常現象の通報

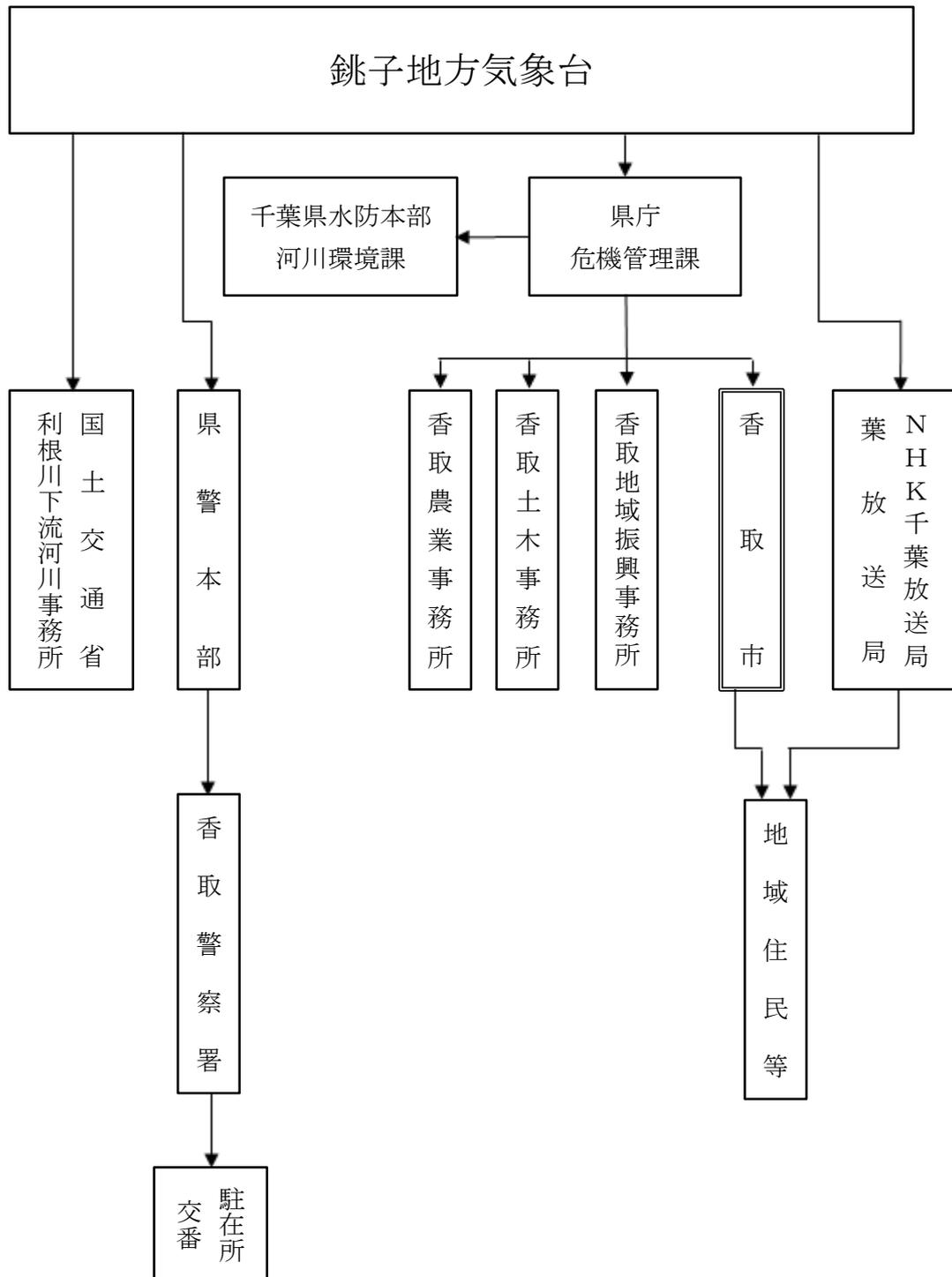
- (ア) 災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。
- (イ) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。
 - a 銚子地方気象台
 - b その災害に関係のある近隣市町村
 - c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(2) 気象警報等の伝達方法

- ア 県、その他の機関から発表され、又は伝達された予警報等は、調整情報班が受領（受信）する。
- イ 統轄部長は、気象予警報等の情報を受領（受信）したときは、情報を取りまとめ速やかに本部長に報告するとともに、庁内関係機関に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。
- ウ 伝達を受けた各庁内関係機関は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、所轄する施設又は関係団体へ伝達する。
- エ 市内関係機関への伝達方法は、電話又は F A X 等をもって行う。
- オ 一般市民への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、市のウェブサイトや携帯電話メール配信、消防団及び自主防災組織等による電話又は口頭伝達のほか、状況によりサイレンによる伝達を行う。

(3) 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統図



4 水防警報

(1) 知事が行う水防警報

ア 水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川、区域及び発表担当者等は次表のとおりである。

水防警報（県管理河川）指定河川、区域及び発表者

河川名	実施区域	発表担当者	連絡方法
黒部川	左岸：千葉県香取市羽根川昭和橋下流から利根川合流点まで 右岸：千葉県香取市羽根川昭和橋下流から利根川合流点まで	香取土木事務所長	FAX及びメール

イ 水防警報の通知

知事は、黒部川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係水防管理者及び関係機関に通知する。

なお、警報の発表の基準となる水位観測所及び水位等は次表のとおりである。

水防警報（県管理河川）水位観測所等

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
黒部川	新開橋	小見川4866-109	1.50	1.80	2.10	2.10

ウ 水防警報（県管理河川）の種類、内容及び発表基準

水防警報（県管理河川）の種類、内容及び発表基準は、概ね次の表のとおりである。

水防警報（県管理河川）の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、(排・取)水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報(洪水注意報)等により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる状態・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害が起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

ア 水防警報

水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した水防警報を行う河川、区域及び発表担当者等は次表のとおりである。

水防警報（国土交通省管理河川）指定河川、区域及び発表者

河川名	実施区域	発表担当者	連絡方法
利根川	左岸：茨城県取手市新町 1 丁目から海まで 右岸：千葉県我孫子市青山から海まで	国土交通省 利根川下流 河川事務所長	F A X 電子メール
横利根川	左岸：常陸利根川分派点から千葉県香取市佐原二字南和田まで 右岸：常陸利根川分派点から茨城県稲敷市西代まで	国土交通省 霞ヶ浦河川 事務所長	F A X 電子メール
	左岸：千葉県香取市佐原二字南和田から利根川合流点まで 右岸：茨城県稲敷市長割から利根川合流点まで	国土交通省 利根川下流 河川事務所長	F A X 電子メール
常陸利根川 (外浪逆浦含)	左岸：茨城県潮来市永山地先から利根川合流点まで 右岸：茨城県潮来市永山地先から利根川合流点まで	国土交通省 霞ヶ浦河川 事務所長	F A X 電子メール

イ 水防警報の通知

国土交通大臣が指定した河川について、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、各河川事務所長は水防警報を発表し、その警報事項等を知事に通知する。

なお、警報の発表の基準となる水位観測所及び水位等は次表のとおりである。

水防警報（国土交通省管理河川）水位観測所等

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
利根川	横利根	茨城県稲敷市西代	2.10	2.85	3.90	4.40
横利根川	新横利根	香取市八筋川	1.30	1.40	—	1.50
常陸利根川 (外浪逆浦含)	出島	茨城県かすみがうら市	1.50	2.10	2.50	2.60
	白浜	茨城県行方市白浜	1.50	2.10	2.50	2.60

ウ 水防警報（国土交通省管理河川）の種類、内容及び発表基準

水防警報（国土交通省管理河川）の種類、内容及び発表基準は、概ね次表のとおりである。

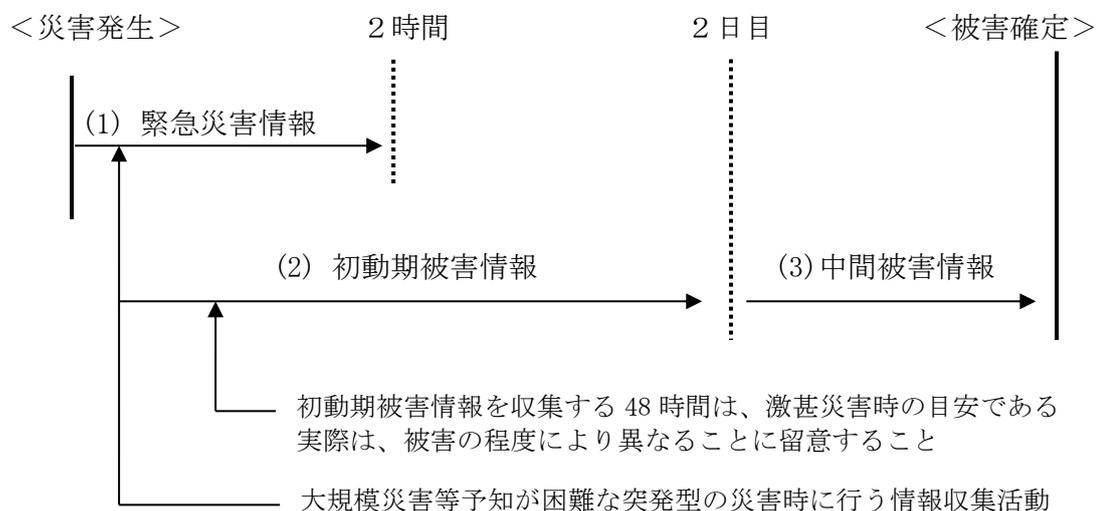
水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

種 類	内 容	発表基準
待機	1 不意の増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、（排・取）水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、又は、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
警戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる状態、漏水、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害が起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

5 被害情報等収集・報告

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、次のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。



(1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は竜巻等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に、災害発生から概ね2時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

(2) 初動期被害情報の収集

ア 初動期被害情報は、大規模な災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するための情報とする。

イ そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ウ 初動期被害情報の内容

初動期被害情報の収集内容を目的別に次に示す。

- 人命救助に係る情報の収集
- 火災・延焼に係る情報の収集
- 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- 広域応援要請に係る情報の収集

エ 初動期被害情報の収集先とその内容は、次のとおりである。

初動期被害情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容
1) 警察情報	けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報 道路交通情報・交通規制情報
2) 消防情報	火災・延焼情報 危険物漏洩情報 ガス漏れ情報 救急・救助活動情報
3) 土木情報	河川被害情報 道路・橋梁被害情報 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4) 職員参集時収集情報	建物倒壊・火災等、居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
5) 各被害調査情報	市内の災害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
6) ライフライン情報	電気・ガス・N T T・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
7) 庁内各部情報	各部が収集した被害情報 各部の初動対応状況
8) 他市町村被害情報	他市町村の被害概況情報 広域幹線道路等の被害情報

(3) 中間被害情報の収集

ア 各部(班)は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の被害情報(情報把握日時、被害内容、被害箇所、人命被害有無、住家被害有無、応急対応の必要性、通報、報告者の部署名・氏名等)を、本部事務局へ報告するものとする。

イ 調整情報班は、被災状況図作成のための備品を確保し、各部(班)から収集した情報を被災状況図に記入する(紙地図の活用例:紙地図の上にビニールシートを被せ、紙紙面に発生場所を直接記入し、ビニールシートに対処状況を記入する。)

ウ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また家屋被害調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し応援を求めるものとする。

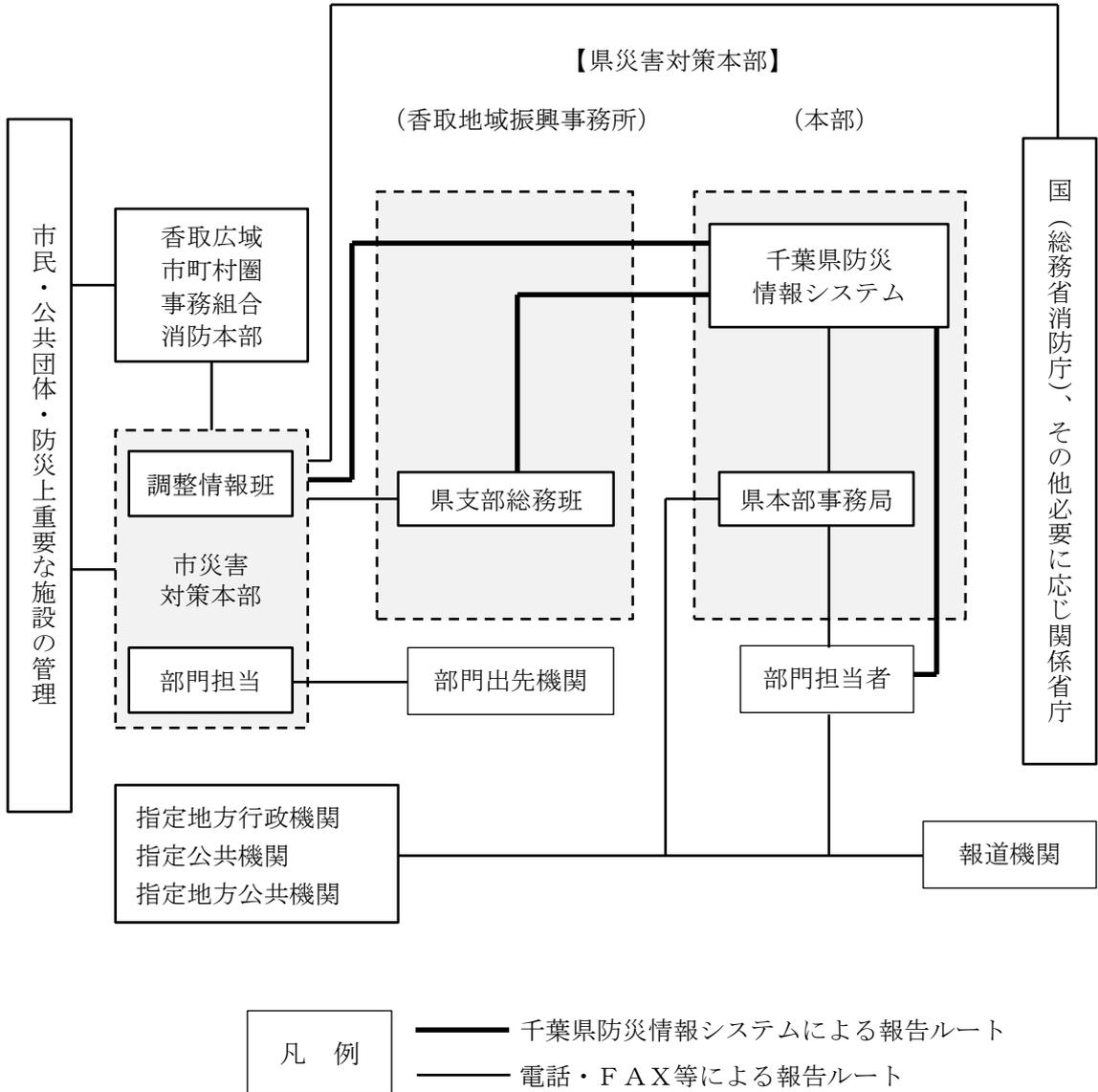
中間被害情報の調査事項と担当

実施担当	調査事項	協力機関
本部事務局	概況速報及び措置情報	県防災危機管理課
	火災速報	消防本部
	避難勧告・指示等避難状況	消防本部
	危険物等の事故による被害	消防本部
	公益事業被害	東日本旅客鉄道(株) 東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) 東日本高速道路(株) (株)NTTドコモ (株)KDDI
調査班	人的被害	香取警察署 消防本部
	住家の被害	消防本部
食料班	農業用施設被害 農・林・畜・水産業被害	かとり農業協同組合 土地改良団体 佐原・北総・栗山川漁業協同組合 千葉県森林組合香取事業所
物資班	商工関係被害 観光施設被害	佐原商工会議所 香取市商工会 水郷佐原観光協会 水郷小見川観光協会
衛生班	廃棄物処理施設被害	香取広域市町村圏事務組合
医療救護班(救護本部) 要配慮者支援班	感染症関係被害 社会福祉施設被害	香取保健所(香取健康福祉センター)
都市復旧班 土木復旧班	公共土木施設被害	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
	水害等速報	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
給水水道復旧班	水道施設被害	(公社)日本水道協会千葉県支部
下水道復旧班	下水道施設被害	(公社)日本下水道協会千葉県支部

(4) 被害報告

被害情報等の収集報告の流れは、次によるものとする。

被害状況等の報告系統



ア 報告すべき災害

- 市域において、災害等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害及びがけ崩れ等が発生した災害の場合
- 災害救助法の適用基準に合致する場合
- 市が災害対策本部を設置した場合
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- 災害による被害が軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害が発生するおそれがある場合
- その他、災害の状況及び社会的影響等からみて、報告する必要があると認められる場合

イ 報告すべき事項

- 災害の原因又は種別
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した所在地及び地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・日時・場所・活動人員・使用資機(器)材等を明記する
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の状況
 - ・その他必要事項
- 災害による市民等の避難の状況
- 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

ウ 被害報告の責任者

(ア) 統括責任者

統轄部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

(イ) 実施責任者

調整情報班長は、各部（班長）に被害状況を求め、県に報告する。

(ウ) 取扱責任者

各部の所管事項に係る県への報告は、各部の班長がこの計画の定めにより報告する。

エ 報告の手順等

- (ア) 統轄部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況の取りまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

(イ) 手順等

- a 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、県防災情報システム（システム端末）又は県防災行政無線若しくは電話・FAXにより、県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- b 被害の発生直後は、迅速を第一に「災害緊急報告」の第1報を、以後、詳細が判明のつど「災害緊急報告」を行う。次いで、災害後第1回目の災害総括報告＜被害状況速報＞及び詳細報告を定時に行う。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- c 同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。
- d 報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。
- e 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。
また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(ウ) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
千葉県香取地域振興事務所 N T T 電話 0478-54-1311 N T T F A X 0478-52-5529 県防災行政無線 504-721・723 県防災行政無線 FAX504-722	千葉県災害対策本部 N T T 電話 043-223-2154 N T T F A X 043-222-1127
千葉県防災危機管理部危機管理課災害対策室 (勤務時間内) N T T 電話 043-223-2175 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7314 県防災行政無線 FAX500-7110 (勤務時間外) N T T 電話 043-223-2178 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7225 県防災行政無線 FAX500-7110	県防災行政無線 500-7304 県防災行政無線 FAX 500-7631

(エ) 休日又は夜間時等の勤務時間外において、県に報告できない場合の国（総務省消防庁）への災害緊急報告を行う場合は次のとおりである。

連絡先		一般加入電話	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)
勤務時間内	消防庁 応急対策室	電 話 03-5253-7527	電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系)
		F A X 03-5253-7537	F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)
休日・夜間	消防庁 宿直室	電 話 03-5253-7777	電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系)
		F A X 03-5253-7553	F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)

オ 県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告の種類	報告時期	報告内容
即時報告	定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害に関する情報 ・ 住家被害に関する情報 ・ 交通規制・道路被害に関する情報 ・ その他の被害に関する情報 ・ 避難勧告等に関する情報 ・ 物資資源管理に関する情報 ・ 避難所・救護所等に関する情報 ・ 消防庁が指定する災害に関する情報 ・ 道路災害等における情報連絡
随時報告	情報を覚知した、又は県本部事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告	
定時報告	対応が長期化した場合等において、県本部事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点の情報を30分以内に報告)	

カ 報告の様式及び内容（各部）

各部が県に行う被害情報の報告先は、次に示す表のとおりである。

各部が県に行う被害情報等の報告先

報告の種類	報告主管部	報告先
公共土木施設等関係	建設水道部	香取土木事務所
農林業施設等関係	生活経済部	香取農業事務所
商工施設等関係	生活経済部	県商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育部	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	生活経済部	香取保健所（香取健康福祉センター）
危険物施設等関係	総務企画部	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	福祉健康部	香取保健所（香取健康福祉センター）
下水道施設関係	建設水道部	県土整備部下水道課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	生活経済部	環境生活部循環型社会推進課
水道施設関係	建設水道部	総合企画部水政課

6 災害時の広報

災害時及びその直前における市民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を市民に対して、できる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために市民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要となる情報を提供する。

(1) 広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について、次のとおり定める。

ア 災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【混乱防止のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報 ① 災害の規模・範囲・内容 ② 概括的な被害状況 ③ ライフライン関連情報 ④ 道路関連（交通規制）情報 ⑤ 鉄道・バス運行状況
(2) 救援活動状況の情報 ① 救援活動情報 ② 人命救助の協力呼びかけ ③ 全国からの救援の状況
(3) 二次災害防止情報 ① 出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） ② 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
(4) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） ① 避難場所の情報 ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④ 避難時の車の使用制限
(5) 応急対策実施状況 ① 行政の対応状況 ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(6) その他 ① 死体安置（場所）情報
【生存関連情報】
(1) 医療情報 ① 医療機関の受入情報 ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水・食料の物資情報 ① 水の拠点配給場所 ② 物資等の配給場所 ③ 救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれがなくなり、市民が生活を再開するために、提供する各情報については、市民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせて的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【生活関連情報】
(1) ライフライン復旧情報 ① ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） ② 代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の復旧情報 ② 道路情報（交通規制・復旧情報） ③ 代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報 ① 小売店舗、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の営業・浴場情報 ② 避難所・地域での生活情報 ③ 通常の行政サービス情報 ④ 医療情報（病院・診療所・臨時救護所） ⑤ 各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報 ① 学校の休校・再開情報
(5) 災害時の行政施策情報 ① 住宅関連情報 ② り災証明・義援金関連情報 ③ 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 ④ 各種貸付融資制度関連情報 ⑤ 都市計画関連情報 ⑥ 各種式典関連情報 ⑦ 経済活動支援関連情報 ⑧ 見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ⑨ 各種減免・軽減・延期措置情報 ⑩ 復興関連情報 ⑪ 二次災害防止啓発関連情報
(6) その他

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

災害発生前の市民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。

ウ 個々の職員による広報

(ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により市民に提供する。

(イ) 各職員は、広報内容・メモ等を携帯し、市民の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルートの確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎に地域性に応じた情報を主として、回覧板を活用した情報提供を行う。

カ 市ウェブサイト、SNS等による広報

キ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また、各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また、場合によっては障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に、発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

ク 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、若しくは当該航空機を借り上げて、上空より広報を実施する。

(3) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、統轄部長が対応する。

ウ 避難勧告等の緊急送出要請

避難勧告等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

(4) 自主防災組織等との連携

発災から時間経過とともに市民の情報ニーズが変化していくことから、自主防災組織や避難所運営委員会は、それらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

(5) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

7 災害時の広聴

災害後、あるいは災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、市は災害後の住民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に住民の要望等を反映させていく。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、たらい回しすることのないよう、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 臨時市民相談窓口の開設

ア 市民からの相談・要望等に対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 15 時までに本部に報告するものとする。

(3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題等専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て、次に示すような相談窓口を開設するものとする。

ア 借地・借家関係の法律相談

イ 登記手続き等の土地建物の登記相談

ウ 減免等の税務相談

エ 雇用保険等の労働保険・社会保険に関する相談

オ 住宅等の応急修繕に関する融資相談

第3節 避難計画

災害から市民の生命を保護するため、迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に受入れ保護する。

また、香取市避難所運営マニュアルに基づき、災害時における適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある市民を受け入れるため、学校や公民館等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

(1) 風水害等による市民等の生命、身体及び財産の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長の措置（災害全般）

(ア) 避難の勧告・指示は、市長が行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

ただし、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事を行うものとする。（災害対策基本法第60条）

(イ) 避難の勧告・指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたときに市長が行う。

(ウ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長又は消防団長が行うものとする。

(エ) 市が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

(オ) 要配慮者等に対する避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達については、個別計画を策定し、その状況に応じた情報伝達体制を確立するとともに、関係機関（消防団、自主防災組織等）の協力を得て、巡回等による避難情報等の周知を図るものとする。

イ 警察官の措置（災害全般）

警察官は、市長が措置をとることができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、避難の指示をすることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は大雨等による洪水及び地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

各河川の避難勧告等の発令基準

区分 (対象 河川)	基準水 位観測 所	河川水位	避難情報の発令基準			
			避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	
洪水予報河川	利根川	横利根	計画高水位相当：5.02m 氾濫危険水位：4.40m 避難判断水位：3.90m 氾濫注意水位：2.85m 水防団待機水位：2.10m	いずれかに該当する 場合 ・洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「避難判断水 位に到達」と発表さ れた場合	洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「氾濫危険水 位に到達」と発表 された場合	いずれかに該当する場合 ・洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「氾濫危険水 位に到達」と発表さ れ、かつ、水位予測において 「引き続き水位上昇が 予想」される場合 ・堤防越水等により住家 に被害が出るおそれ がある場合 ・河川管理施設の大規 模異常、破堤を確認し た場合
	常陸利根川	出島・ 白浜	計画高水位相当：2.85m 氾濫危険水位：2.60m 避難判断水位：2.50m 氾濫注意水位：2.10m 水防団待機水位：1.50m			
	霞ヶ浦	出島	計画高水位相当：2.85m 氾濫危険水位：2.60m 避難判断水位：2.50m 氾濫注意水位：2.10m 水防団待機水位：1.50m			
	小貝川	—	—	決壊や越水・溢水が発生し、香取市域が浸水することが予想される場合 (浸水が予想される範囲・程度により段階的に避難情報を発令)		
水位周知河川	横利根川	新横 利根	計画高水位相当：1.50m 氾濫危険水位：1.50m 避難判断水位：— 氾濫注意水位：1.40m 水防団待機水位：1.30m	—	基準水位観測所の 水位が「氾濫危険水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する場合 ・堤防越水等により住家 に被害が出るおそれ がある場合 ・河川管理施設の大規 模異常、破堤を確認し た場合
	黒部川	新開 橋	計画高水位相当：2.10m 氾濫危険水位：2.10m 避難判断水位：— 氾濫注意水位：1.80m 水防団待機水位：1.50m			
	小野川	牧野	計画高水位相当：2.70m 氾濫危険水位：2.20m 避難判断水位：— 氾濫注意水位：2.20m 水防団待機水位：1.90m			
	栗山川	多古 大橋	計画高水位相当：3.90m 氾濫危険水位：— 避難判断水位：— 氾濫注意水位：1.80m 水防団待機水位：1.70m	—	基準水位観測所の 水位が「計画高水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する場合 ・堤防越水等により住家 に被害が出るおそれ がある場合 ・河川管理施設の大規 模異常、破堤を確認し た場合
その他の河川	大須賀川	谷中	計画高水位相当：4.10m 氾濫危険水位：4.10m 避難判断水位：— 氾濫注意水位：— 水防団待機水位：—	—	基準水位観測所の 水位が「氾濫危険水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する場合 ・堤防越水等により住家 に被害が出るおそれ がある場合 ・河川管理施設の大規 模異常、破堤を確認し た場合

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

区分(対象区域)	避難情報の発令基準		
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
土砂災害警戒区域 (市内の全区域)	いずれかに該当する場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・「土砂災害警戒情報」が発表された場合	いずれかに該当する場合 ・「土砂災害警戒情報」が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表された場合 ・「大雨特別警報(土砂災害)」が発表された場合 ・「土砂災害の発生」を確認した場合

※土砂災害警戒情報発表後に降雨が弱まることが予想される場合においても、発令基準に従い躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。このような状況下において避難勧告等を発令する場合には、屋外が危険な場合には屋内での安全確保が望ましいなど、とるべき避難行動を発令時に併せて伝達する。

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、次の方法等により市民に対しその内容の周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- (ア) 市防災行政無線
- (イ) 広報紙
- (ウ) 広報車
- (エ) サイレン又は警鐘
- (オ) ツイッター等のSNS
- (カ) 電話、FAX、登録制のメール
- (キ) その他速やかに市民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

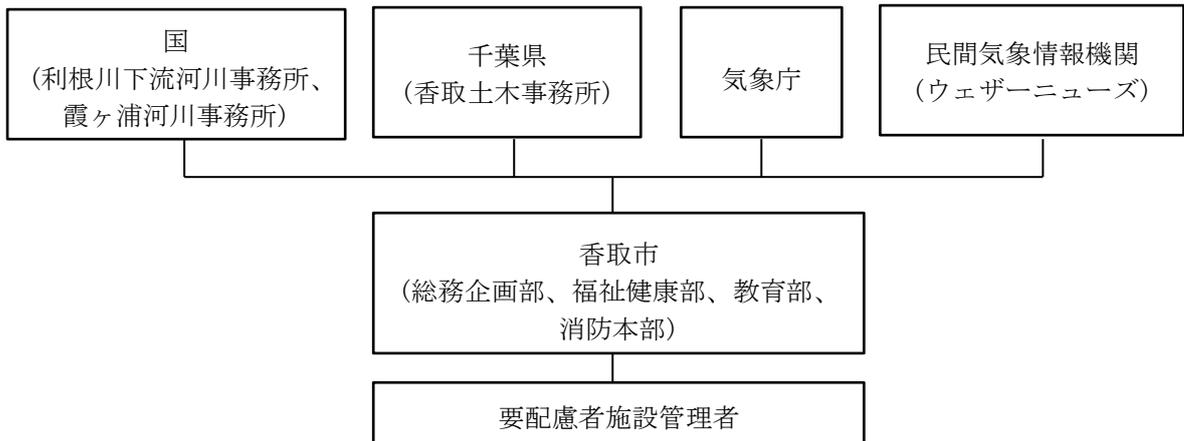
市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

ウ 要配慮者利用施設への防災情報の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は次のとおりとする。

要配慮者利用施設への情報伝達系統図



(資料 15 要配慮者施設)

(4) 避難誘導等

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導に当たって、要配慮者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

- (ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける（歩行等が困難な者は除く）。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

- (ア) 市は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供充実に努める。
- (イ) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。
- (エ) 特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるほか、危険な場所には縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。
- (オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

(カ) 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

(キ) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の香取市避難行動要支援者避難支援計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

エ 福祉施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の応急対策計画等に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

オ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の応急対策計画等により措置する。

(5) 避難の勧告・指示を行うとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、消防本部、香取警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、市長が行うことになるが、状況により、様々な場合が想定される。ここでは、局地的な被害による地域を限定した避難を要する場合と大規模災害発生等により広域的な避難を要する場合の二つを想定して、次にまとめる。

ア 局地的な被害による場合

局地的な被害による地域を限定した避難

- 河川の上流が災害被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

イ 広域的な被害による場合

広域的な被害により広域的な避難を要する場合

- 河川の氾濫の可能性があるとき
- 火災が延焼し、広域的に拡大するおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員、若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第 21 条
災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条

5 受入れ計画

(1) 避難所の開設の原則

ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

- (ア) 施設の安全確認と二次災害の防止
災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- (イ) 災害情報の収集
本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。
- (ウ) 市職員の派遣
避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、要配慮者支援班職員を当該避難所に派遣する。また、開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。
- (エ) 避難所開設の準備
要配慮者支援班は、避難所開設の準備を行う。
- (オ) 避難者受入れスペースの確保
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員に報告する。
- (カ) 避難者の受入れと誘導
要配慮者支援班は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- (キ) 本部へ避難所開設の報告
要配慮者支援班は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等について本部に報告する。

イ 勤務時間外（自主防災組織等の主導による避難者の待機）

- (ア) 避難情報の収集
- (イ) 避難所の要請開設
自主防災組織のリーダー又は自治会長は当該避難所に、市職員、施設管理者が配備についていない場合は、市へ避難所の開設を要請する。
- (ウ) 避難者の一時待機措置
自主防災組織のリーダー又は自治会長は、市職員又は施設管理者が来るまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に待機させる。

ウ 避難者を受入れできない場合の対応

- (ア) 他避難所への振り分け
要配慮者支援班は、指定避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを要請する。
要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。
- (イ) 他避難所への移動
要配慮者支援班は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て、振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(2) 避難市民の受入れ

避難市民の受入れについては、市職員及び自主防災組織等が協力し、次の各活動を行うものとする。

ア 受入れ手順

(ア) 施設内への誘導

避難所施設職員及び自主防災組織等は、受入れ施設の安全確認後、混乱が起らないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(イ) 避難者への告知

受入れの際、口頭又は掲示板への張り出しにより、次の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 部屋の占有禁止について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

(ウ) 避難者名簿の作成

a 避難者の受入れの際に、避難者名簿を作成し、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。

b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 受入れの際の注意点

災害が発生した場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。

また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも、女性にも配慮し、次の事項に注意して市民の受入れを行う。

(ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に受入れる。複数階の避難所の場合には、トイレに近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に受入れる。

(イ) 近隣住民同士の受入れ

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

(ウ) 使用禁止エリアの指定

特に、学校に避難者を受入れる場合には、応急救護や運営委員会等の設置スペース等を確保するため、保健室、職員室、校長室等のエリアへ誘導しないように留意する。

(エ) 受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースについては、占有場所の2m間隔を確保するとともに、表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

また、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、女性も含めたプライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから、活用を検討する。

(3) 帰宅困難者の受入れ

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難者名簿作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

(4) 要配慮者の受入れ

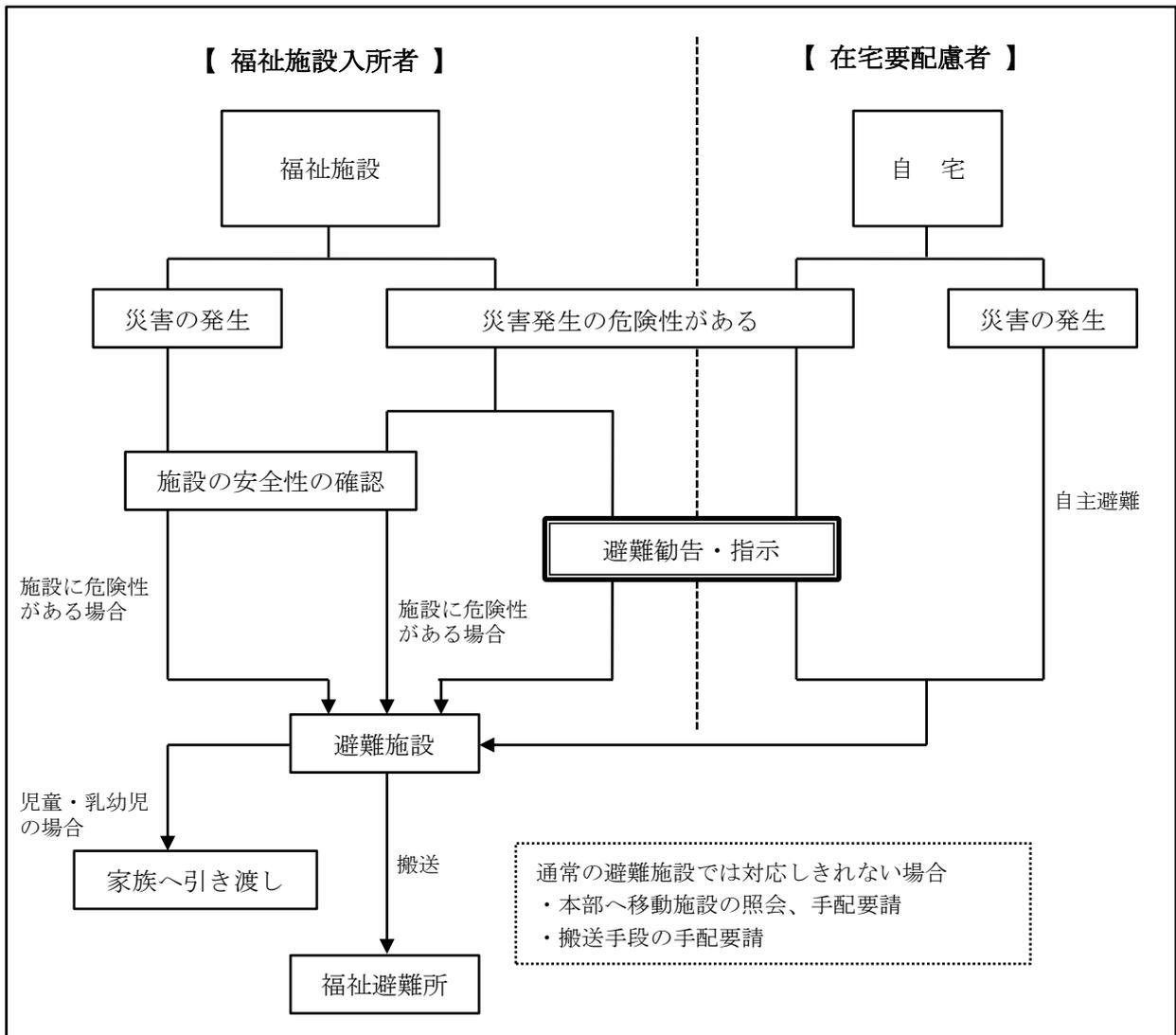
ア 福祉施設入所者

- (ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。
- (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
- (ウ) 施設が被害を受けた場合又は被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ避難者を移動させる。
- (エ) 施設への受入れにおいては、市職員、自主防災組織等と協力し、優先的に施設へ受入れる。
- (オ) 移動させた避難施設において、要配慮者への対応が困難な場合は、福祉避難所の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
- (カ) 保育所(園)に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

イ 在宅要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者の受入れについては、避難行動要支援者名簿等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
- (ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、福祉避難所の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者受入れのフロー図



6 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

ア 開設の決定

- (ア) 災害対策本部又は災害警戒本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。
- (イ) 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。
- (ウ) 勤務時間外の場合には、要配慮者支援班、避難部が鍵を携行して開設する。

イ 開設に当たっての留意点

- (ア) 避難所の開設が予定されている施設については、耐震性を確保するとともに、被災市民が避難できる規模をもって適切に配置するよう努める。
- (イ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(ウ) 避難所を開設した場合に、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(エ) 学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

ウ 避難者の受入れ

援護部及び避難部は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難状況を確認し調整情報班に報告する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営態勢

(ア) 援護部及び避難部は、避難所開設時の受付等の初期対応を行うとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、自主防災組織、住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

(イ) 避難所運営委員会の設置後は、原則として自主防災組織・自治会を中心とした避難者の自主運営にて行う。また、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

(ウ) 運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢等の症状が現れている場合は、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとる。

避難所運営の分担

避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none">・運営方法等の決定・生活ルールの作成・避難所利用者登録票・名簿の作成・市からの連絡事項の伝達・食料・物資の配給・ボランティア等との調整・避難者の要望等の取りまとめ
市職員	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部との連絡・広報・施設管理者、ボランティア等との調整・避難所運営記録

イ 避難者の把握

(ア) 援護部及び避難部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所利用者登録票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

(イ) また、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

ウ 避難所生活における配慮

- (ア) 市は、男女別更衣室（更衣テント）や男女別トイレ、授乳スペース（おむつ交換場所）、物干し場所等、女性に配慮した対策を行う。
- (イ) 避難所では多数の人が集まることによる臭いのトラブルも多く、特に女性は敏感なため、必要に応じてアロマオイル（精油）や消臭スプレー等を使用することにより、解消に努める。
- (ウ) 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。
- (エ) 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (オ) 市は、ペットとの同行避難に備えて、香取市避難所運営マニュアルを参考に、ペットの避難場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。
また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

エ 長期対応

市は、避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て、全職員で運営の補助や施設管理を分担する。

また、長期生活に対応できる環境を整えるために、必要な資機材の備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

さらに、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(3) 食料・物資の供給

援護部及び避難部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を食料班及び物資班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

(4) 避難施設の設備・物資の充実

市は、避難所生活の環境向上のため、次の設備・物資の充実に努める。

必要となる避難所の設備・物資（例）

設備	水道、ガス、電気、電話、トイレ、シャワー、換気設備、除菌・滅菌装置 等
資機材	テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi 等）、携帯電話の充電設備、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、掲示板、非常用発電機、投光器、ブルーシート 等
食料、飲料	食料、飲料水、乳幼児用ミルク、アレルギー対応食 等
生活用品等	毛布、衣類・下着、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、紙おむつ、生理用品、タオル、ゴミ袋、スリッパ、燃料（灯油） 等
感染症対策用品	<p>【衛生用品】</p> <p>マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード 等</p> <p>【避難所運営用資機材】</p> <p>間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、清掃用具一式、トイレ関連備品一式、扇風機 等</p>
季節用品	<p>【冬季】防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 他</p> <p>【夏季】殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤、スポットクーラー 他</p>

(5) 要配慮者への支援

ア 避難生活での配慮

援護部及び避難部は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。

援護部は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

イ 福祉避難所の開設

援護部は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し受入れる。

ウ 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所から福祉避難所への移送が必要な場合、福祉避難所に指定された施設や関連団体又は県等と協力して、要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

福祉避難所への移送は、原則、当該要配慮者の家族又は支援者により行う。家族又は支援者による移送が困難な場合は、避難支援等関係者が移送を支援する。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

また、市社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(6) 安否情報の提供

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

(7) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

ア 閉鎖方法

避難者及び施設管理者との十分な協議のもとに閉鎖を判断する。

イ 避難者との調整

(ア) 市職員は個別面談や個別調査を実施し、入所者が避難所を出る目安を把握する。

(イ) 市職員は自立へ向けての指導や相談を通じた支援をする。

(ウ) 要配慮者に対して、香取保健所（香取健康福祉センター）等と連携を図り、きめ細かな支援をする。

ウ 施設管理者との調整

施設管理者から閉鎖の要望が出された場合は、閉鎖時期等について協議・検討する

7 感染症対策

避難所のような人が多く集まる場所では、感染症が発生しやすい状況にあり、また、集団で生活をしていることから拡がりやすい環境にある。

このため、感染拡大防止対策として様々な対策を講じるものとする。

(1) 避難所の開設

ア 可能な範囲で多くの避難所を開設

避難所の避難人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設等、通常災害発生時よりも可能な範囲で多くの避難所開設を図るとともに、企業の福利厚生施設、ホテルや旅館の活用等の検討を図る。

イ 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な人に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討する。

ウ 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分な連携の上、医療機関やホテル等での療養等、適切な対応を事前に検討しておく。

(2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

ア 手洗い及び咳エチケットの徹底

手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症対策チラシ等を掲示する。

イ 十分な換気の実施

避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。(2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度、換気扇、除菌・滅菌装置等の活用)

ウ 十分な居住スペース及び社会的距離の確保

(ア) 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保できるよう留意し、ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保する。

(イ) 発熱者、濃厚接触者等については、健康な者の居住スペースから隔離された専用スペース、専用トイレ、独立した動線等を確保するよう努める。

エ 入所時及び定期的な健康チェック

(ア) 避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理を行うものとする。

(イ) 市民に対し、避難時にマスク、体温計、携帯用消毒液等必要な物資を持参するよう事前に周知しておく。

オ 災害用備蓄品(衛生用品)の積極的な活用

(ア) 避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。

(イ) 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

(3) 発症時等の対応

ア 感染が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離した上で避難所から専門機関に連絡し、検査、入院の調整をする。

イ やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫を行う。

第4節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、自力避難が困難な状況である要配慮者に対して、地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難生活状況の確認等、災害時の要配慮者に対する安全対策について必要な事項を定める。

1 要配慮者に対する対策

(1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病等のいわゆる在宅の要配慮者の安全確保は次により行う。

ア 避難及び安全の確認

(ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織等が協力し、避難誘導を行う。

(イ) 自主防災組織等は、避難所において要配慮者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官又は市職員に連絡する。

<確認事項>

- 介護対象者の確認
- 介護者が被災し介護不能となっている要配慮者の確認
- 保護者をなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- 所在がわからない被災者の確認

イ 安否の確認

避難所に避難した住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行い、本部に報告する。

(2) 被災した要配慮者等の生活の確保

ア 市は県及び関係機関と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

(ア) 広域的な専用施設への緊急入居

(イ) 身内による引取り等連絡調整

(ウ) 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

イ 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

ウ 被災した要配慮者等の生活の確保として、市及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (ア) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (イ) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

2 社会福祉施設等における対策

市及び社会福祉施設の管理者は、災害時における要配慮者の安全及び生活の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

災害発生直後には防災活動隊を編成し、職員による入（通）所者の安否確認と施設の安全確認を行う。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集活動

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。

エ 避難誘導活動

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。

(イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

オ 被災報告等

入（通）所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

(2) 施設の応急確保措置

ア 施設の確保

施設管理者は、入（通）所者の応急保護に当たり、次の事項に留意し、保護の場所の確保を行う。

(ア) 災害を免れた近隣の施設の利用

(イ) 最寄りの公民館等の利用

(ウ) 県や社会福祉法人等が設置する臨時福祉施設の利用

イ 入（通）所者の応急保護

施設管理者は、応急保護に当たり、次の事項に留意する。

(ア) 医薬品、飲料水、食料、生活必需品等の確保

(イ) 自家発電機等による停電時の対応

(ウ) 保健・衛生面の処置

(エ) 施設職員及び保護者との連絡体制の確立

(オ) 入（通）所者の危険防止措置

(カ) 障害種別等に応じた救護

(キ) 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

(3) 緊急入所の措置について

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては介護の必要性の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

第5節 消防・救助救急・医療救護活動

風水害の発生とともに、火災、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防本部、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするために全力を尽くす。

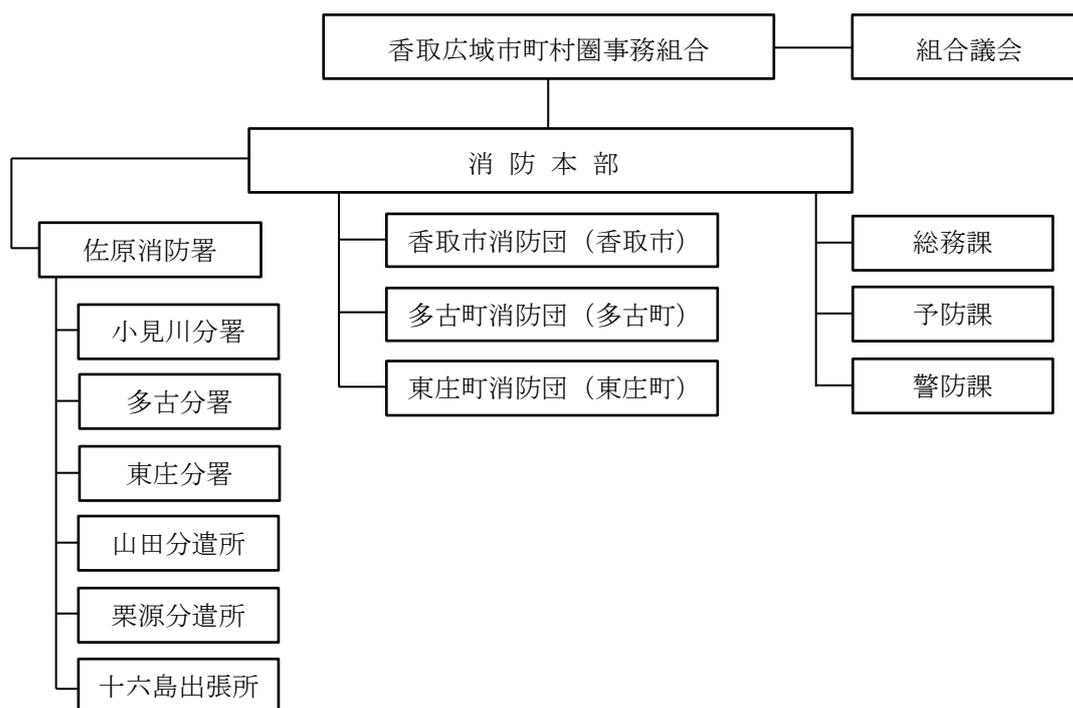
また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱するなど、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 消防活動

(1) 活動体制

消防署・分署・分遣所・出張所及び消防団は、消防本部の指揮下において連携を保つとともに、災害の態様によっては分団単位でも活動できる体制を確立する。

取広域市町村圏事務組合消防本部の組織体制



(2) 活動の方針

災害による被害は、市域の中でも異なる場合がある。それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- 被害状況の把握
- 活動要員、各種車両及び救出用資機(器)材の確保
- 全無線局の開局及び各防災関係機関との連絡体制の確保
- 各署所、分散型の火災防御及び救出救護活動体制の確保
- 市民及び自主防災組織等への初期消火、救出活動の協力

(3) 消火活動の方針

災害時の出火防止と火災の早期鎮火、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

- 火災が多発したときは、消防署・分署・分遣所・出張所の消防職員及び消防団員は、全力をあげて消火活動を行う
- 活動体制の確立とともに、消火活動に並行して救助救急活動を行う
- 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する
- 災害が発生し、災害の全体像が掌握できない場合は、被害想定調査に基づく報告書等を活用し、木造建物密集地を主体とした効率的な防御運用を図る
- 災害対策本部に、防災関係機関等との災害情報交換に伴う必要な連絡体制を確保するため、消防職員を派遣する

(4) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に、次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

- 河川、用水路等の自然水利による活用
- 防火水槽、プール水等の活用
- 建設水道部との協力体制による水道水の活用

(5) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

ア 出火の防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防隊の活動が及ばない地域における消火活動、あるいは主要避難路の確保のための消火活動については、単独若しくは自主防災組織及び事業所等の自衛消防隊と協力して行う。

ウ 情報の収集

災害発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助等を消防本部に通報する。また、当該本部からの指示・命令の伝達を行う。

エ 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置を行うとともに、地域住民・ボランティア組織等と連携して、負傷者等を安全な場所へ搬送するものとする。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、各管内指揮本部及び関係機関と連絡をとりながら、市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

(6) 消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」及び「大規模災害消防応援実施計画」に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、応援支援マニュアルに基づく訓練、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

さらに、災害による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても、消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その協力を得て消防の任務を遂行するものとされている。

2 救助・救急

(1) 活動体制

ア 大規模災害により多数の死傷者が発生した場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

イ 災害発生後初期の救出活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域に順次救出要員・救出用機材（重機等）を供給するとともに、警察、自衛隊等の活動部隊の出動を要請する。

また、現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を指揮並びに情報連絡等の拠点とし、必要な活動を行うものとする。

(2) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動は、次の原則に基づいて行う。

- 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う
- 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする
- 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる
- 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先して救助救急活動を行う
- 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先とする
- 同時に、小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

イ 救助救急活動は、次の内容を重視した活動を行う。

- 救急活動にあっては、救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、重病者の救護にあたる
- 応急救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタグを活用する（控滅症候群に要注意）
- 重症者の判定は、バイタルサイン（主に意識、脈拍、血圧、呼吸状態等）のチェック等により行う
- 傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じ、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく消防ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターにより行う
- 搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送の協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り、効率的な活動を行う

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

水防管理団体である本市は、水防の責任を有し、その活動については、「香取市水防計画」(建設水道部作成)に基づき実施する。

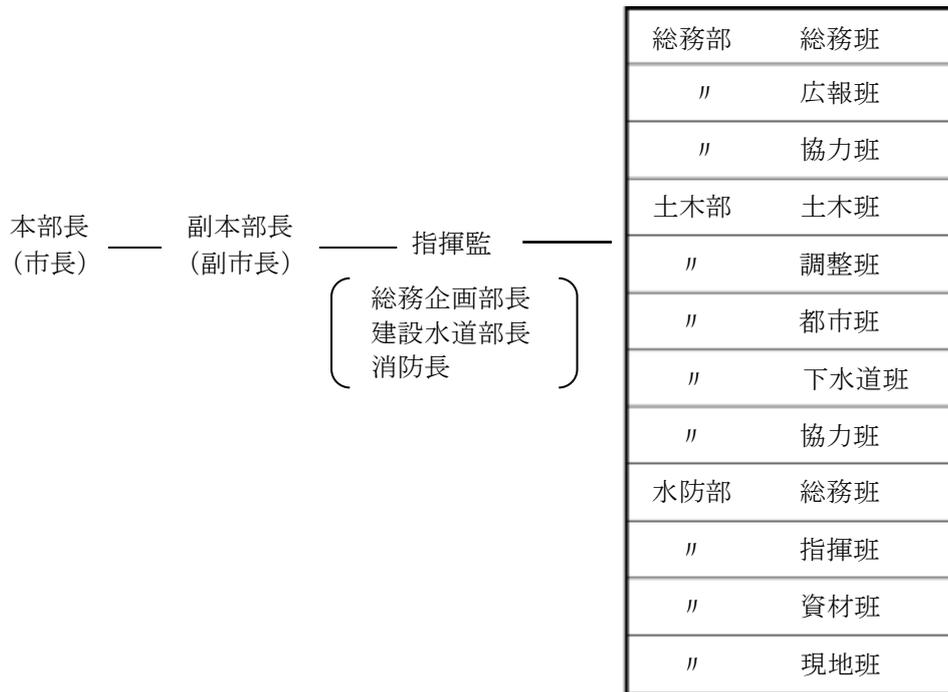
(1) 水防本部組織

水防本部の組織は、次のとおりとする。

ア 水防活動の必要が生じたとき、市における水防業務を統括するため設置する。

イ 水防本部の組織は次のとおりである。

水防本部組織



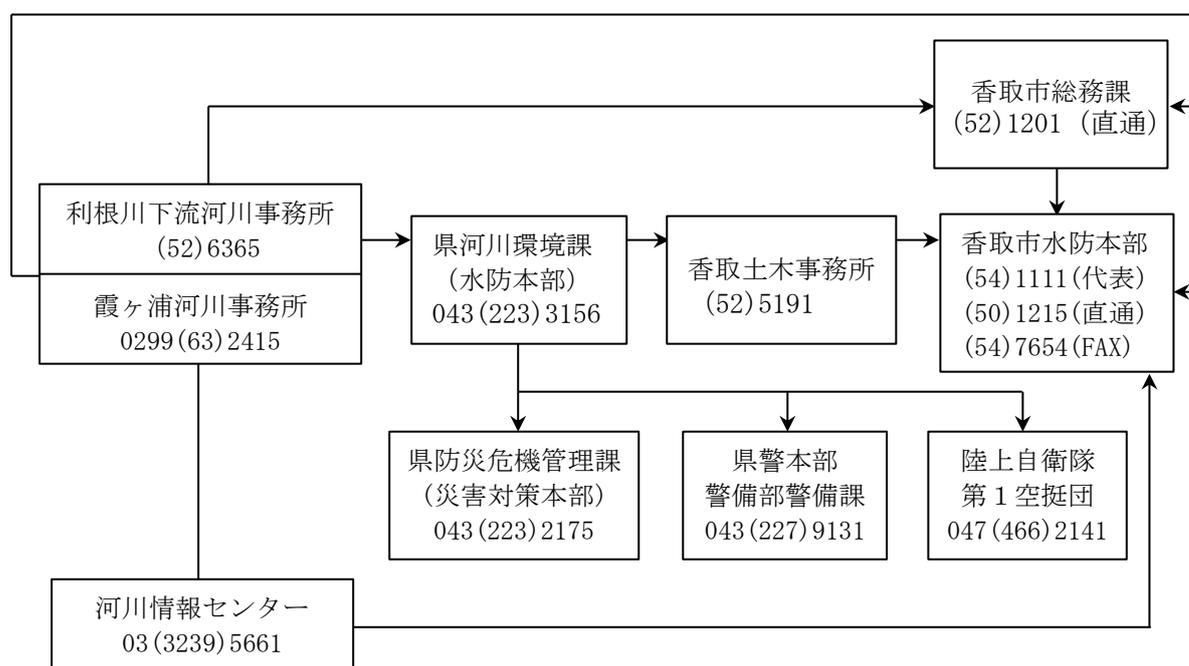
(2) 水防配備体制

本市における水防配備体制の種別、配備の発表時及び活動内容の概要は、次のとおりである。

種 別	発表時	活動内容
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・香取地域に大雨又は洪水注意報が発令され、災害発生のおそれがあるとき ・河川の水位が通報水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき ・その他、状況により指揮監が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達 ・警戒活動 ・警戒体制への移行準備 ・警戒体制関係職員は待機
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・香取地域に大雨又は洪水警報が発令され、災害発生のおそれがあるとき ・河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき ・その他、状況により本部長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動を強化 ・河川巡視出動準備 ・状況により水害危険区域の巡回 ・水防資器材の整備点検 ・(排・取)水門・排水ポンプ等の操作準備、状況で操作 ・災害対策本部設置準備
非常第1体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が拡大したとき、又は被害の拡大が予想されるとき ・局地的な災害が発生したとき ・その他、状況により本部長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動の強化と適切かつ迅速な対応 ・水害危険区域の警戒、巡視及び点検水防現地班 ・重要水防箇所監視警戒 ・危険箇所への人員の配置 ・(排・取)水門・排水ポンプ等の操作 ・水防異常事態の報告及び適切な対応
非常第2体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害が予想されるとき ・災害救助法が適用されたとき ・その他、状況により本部長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記水防活動を続行し、水防本部構成員全員による人員配置とする

(3) 水防警報伝達系統

水防警報伝達系統図



4 危険物等の対策

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織等活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) 火薬類保管施設の応急措置

消防本部は、火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により、危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 消防本部

- (ア) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。(消防法に規定する危険物)

イ 警察署

輸送中の車両については、周辺の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

消防法以外の危険な物（高圧ガス等）の輸送車両については、必要に応じ一時使用停止等の緊急措置命令を発する。

ウ 日本貨物鉄道(株)

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護

(1) 情報の収集・提供

市は、県、消防本部、医師会等との連携のもとに、次について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

医療救護活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、災害対策本部長は、香取地域合同救護本部、(一社)香取郡市医師会及び(一社)香取匝瑳歯科医師会と連絡調整し、医療班の編成及び派遣を要請する。

また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県の災害医療本部に対し、医療救護チームの被災地派遣を要請する。

(資料 18 市内医療機関(医師会所属)、資料 19 市内歯科医療機関(歯科医師会所属))

イ 救護所の設置

本部長は、医療救護活動を行うに当たり、必要があると認めるときは、救護所を設置する。

(ア) 設置場所

次に示す施設のうち、危険が及ぶと予想される施設については、代替施設を医療救護班長が再選定する。

救護所設置場所	所在地	電話
佐原コミュニティセンター	香取市佐原イ 211	55-1151
小見川保健センター	香取市羽根川 38	82-1111

(イ) 救護所の開設及び運営

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、日赤奉仕団に連絡するとともに、(社)千葉県接骨師会(東部支部香取地区)及び自主防災組織等の協力を得て臨機に対応するものとする。
- c 市長は、必要に応じて、香取地域合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

ウ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者は、次のとおりとする。

- a 災害に起因する負傷者
- b 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患(精神疾患を含む)を有する者
- c 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- d 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(イ) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ(重傷者の選別:治療の優先順位による患者の選別)
- b 診察及び実施可能な応急処置
- c 病院への収容連絡
- d 搬送

(ウ) 救護活動の職務

救護活動は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の状況把握
- c 救護病院との連絡調整
- d 死者の取扱いに伴う警察等との連絡調整
- e その他、救護所運営に必要なこと

(エ) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ、市と香取地域合同救護本部、医師会等が協議し定めるものとする。

(3) 搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 自主防災組織・市民等による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織、市民等が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（救護所→医療施設、後方医療施設）

救護所のトリアージにより、医療施設での治療が必要な場合は、原則として救急隊による搬送とするが、そのいとまがないときは、警察及び自主防災組織、市民等の協力により搬送を行う。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプターにより搬送を行う。

(4) 助産の体制

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものである。

ア 助産の対象者

- (ア) 災害のため、助産の途を失った者であること
- (イ) 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であること
- (ウ) 被災の有無及び経済力の如何を問わないこと

イ 助産の内容

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は医療と同様、救護班により実施するものとするが、必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

(5) 医薬品及び医療資機材（以下「医療資機材等」とする。）の確保

- ア 市は、医療資機材等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。
- イ 医療救護所等で使用する医療資機材等が不足した場合、市は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- ウ 医療機関においても、あらかじめ医療資機材等を備蓄しておき、不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

(6) 消防本部・消防団の活動体制

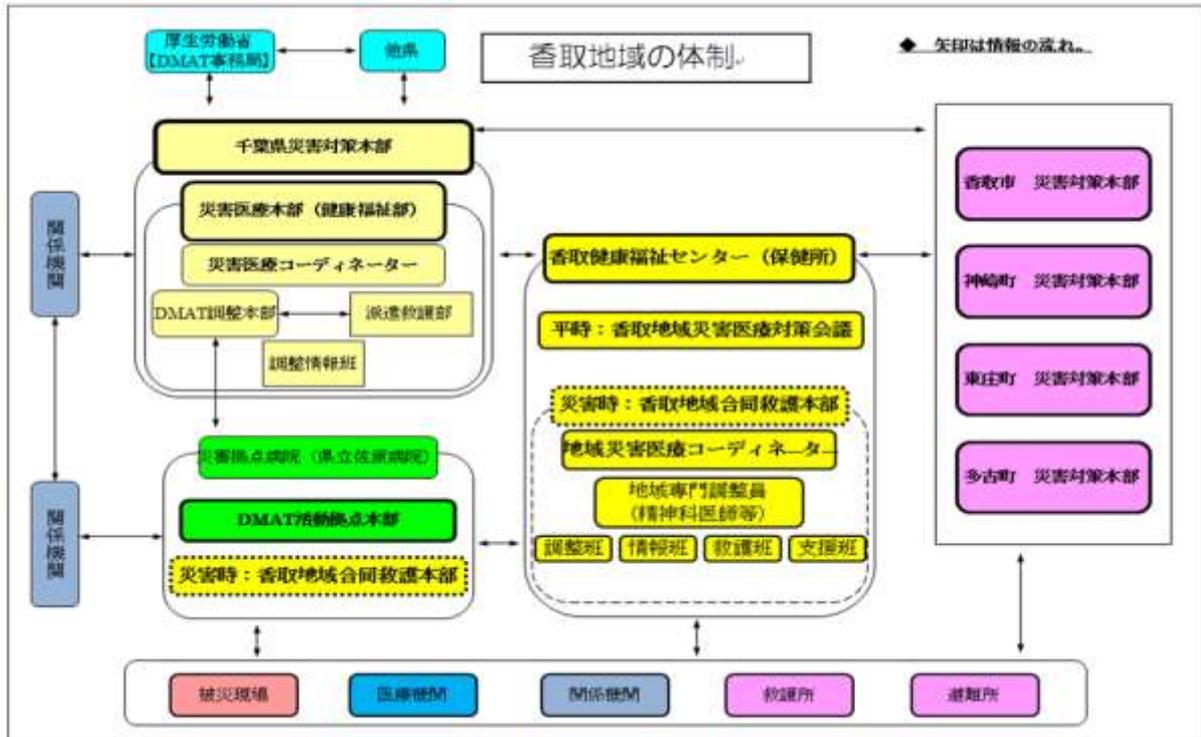
- ア 医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。
- イ 延焼火災が多発し、多数の救助救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。
- ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助救急のある場合は、多数の人命の危険が予測される建物等を優先する。
- エ 救命処置を要する重傷者を最優先し、傷病者の迅速・安全な搬送を原則とする。
- オ 複数の救助救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を地域住民等へ応援要請して対応する。
- カ 市と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹医療機関・救命救急センター等への緊急輸送を県に要請する。
- キ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、本部へ報告する。

(7) 自主防災組織・市民等による活動体制

災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、自主防災組織、市民等は協力して地域における要配慮者の避難誘導を行うとともに、行方不明者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送等の活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

- ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動
- イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力
- ウ 地域内の被害状況等の情報収集

香取地域の医療救護活動の体系図



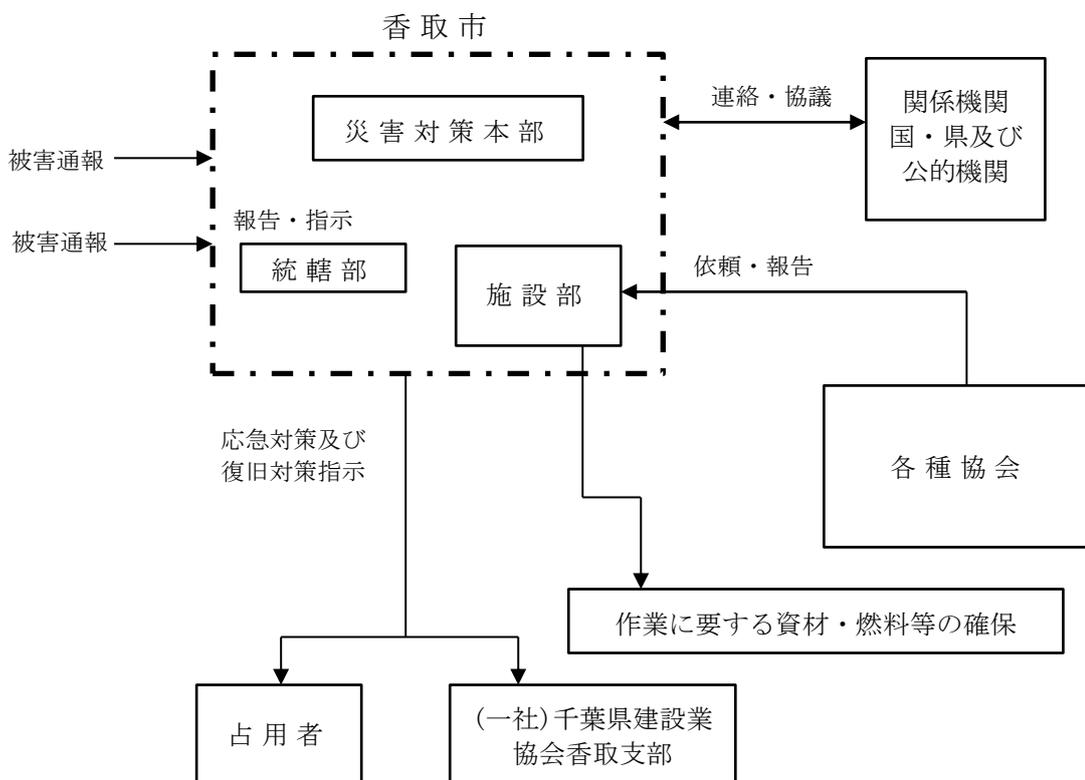
第6節 交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な交通の混乱や渋滞等が予想されることから、道路・交通対策を実施し、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

1 道路等の応急対策

(1) 公共土木施設応急対策フロー

応急対策及び復旧対策を次の体制で実施する。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会、地質業協会、測量業協会等

(2) 被災状況の把握及び施設点検

ア 災害が発生した場合、市は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、落石等の危険箇所の緊急点検を行う。

イ 市は、パトロール等の巡視を行い、被災状況の把握の迅速化を図るとともに、（一社）千葉県建設業協会香取支部等からの情報を収集する。

(3) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被災状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡する。

(4) 緊急措置

市は、道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(5) 道路規制

ア 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう、多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

イ 市は、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業の実施に当たり、道路規制を行う。

ウ 道路規制は可能な限り迅速に行い、状況により危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。

エ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防本部、東京電力パワーグリッド(株)等は、状況に応じ協力して必要な措置を講じる。

オ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

(6) 応急復旧

ア 応急復旧工事は道路規制後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

イ 市は、(一社)千葉県建設業協会香取支部等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

(7) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は道路管理者に通知する。緊急時には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに、応急復旧を実施する。また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。

2 交通関係情報の収集・伝達

香取警察署及び道路管理者は、災害発生後直ちに被災地等の道路情報を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に伝達する。

(1) 道路の被害状況

(2) 輸送路の確保、交通規制の状況

(3) 渋滞の状況

3 緊急輸送路の確保

(1) 交通規制の実施

警察は、規制計画に基づき、緊急輸送路確保のため、次の措置を行う。

- ア 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制
- イ 市内幹線道路の交通規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急輸送路の規制等

道路管理者は、警察、消防、自衛隊、建設関係業者等と連携し、原則2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急輸送路を確保する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 土砂等の撤去、又は陥没・亀裂等の舗装破損の応急措置
- ウ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- エ 仮設橋の架橋

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報等に基づき、輸送経路及び緊急輸送手段を決定するものとし、必要に応じ公安委員会（県警察本部）に輸送経路の交通規制等を依頼する。

4 市の緊急輸送に関する実施体制

(1) 緊急輸送計画

市は、災害応急対策のため、輸送活動を行うに当たり、次の輸送対象順位により行う。

- ア 輸送計画に当たっての優先順位
 - (ア) 人命の救助・安全の確保
 - (イ) 被害の拡大防止
- イ 輸送対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、概ね次の3つの段階に区別する。

輸送の対象

段階	内 容
第1段階 災害発生から概ね 2日間（48時間）	<ul style="list-style-type: none"> a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 b 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 c 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等 d 後方医療機関へ搬送する負傷者 e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 （概ね3日目から 1週間）	<ul style="list-style-type: none"> a 上記第1段階の続行 b 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資 c 生活必需物資 d 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 e 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 （1週間以降）	<ul style="list-style-type: none"> a 上記第2段階の続行 b 災害復旧に必要な人員及び物資 c 廃棄物の搬出

（2）輸送拠点の指定及び確保

市は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

（3）輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等の協力を得て次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積、仕分け
- イ 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活必需品等）の集積、仕分け
- ウ 配送先別の仕分け
- エ ヘリコプター、車両等への積み替え、発送

（4）輸送車両の確保

災害時に必要な車両は、原則として市の保有車両をもって充てるものとし、不足する場合は、民間運送業者の協力を得て輸送を行う。

（資料12 市有車両一覧）

（5）県等への要請

市は、市有車両等で不足をきたす場合が生じたときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し車両のあっせんを依頼する。

- | | |
|---|-------------|
| ア | 輸送区間及び借上げ期間 |
| イ | 輸送人員又は輸送量 |
| ウ | 車両等の種類及び台数 |
| エ | 集結場所及び日時 |
| オ | その他必要事項 |

(6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市内燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

5 緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により、緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認

市及び公共的団体が所有する緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出によりその都度、公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各警察署に手続きを行うものとする。

- ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は警察署が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

6 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等、交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら、路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

7 ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

(1) 開設の決定

ア 臨時ヘリポート開設の決定は、市災害対策本部長の指示による。

イ 統轄部長及び消防長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

ア 地表面の条件

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい
- (イ) やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥しているときは十分に散水する
- (ウ) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること

イ 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（又は旗）を掲揚、若しくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

ウ その他の留意事項

- (ア) 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと
- (イ) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと
- (ウ) 電話その他の通信手段の利用が可能であること
- (エ) 緊急時は布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること

第7節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給体制について定める。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市の行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、市は、大規模災害時において、国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

(1) 応急給水の実施

ア 飲料水の供給は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市だけでは処理不可能な場合、市長は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」、「(社)日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

(2) 給水供給量

ア 災害により水道施設が破壊され、断水し、飲料水が得られない地区の住民に対し、災害発生から3日間は、一人1日3リットルを供給する。

また、4日目以降は下表のような目標とする。

イ 供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて、医療機関や要配慮者について十分に考慮しながら設定する。

なお、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求める。

応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	主な給水方法
地震発生～3日まで	3リットル/人・日	耐震性貯水槽、タンク車
10日	20リットル/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100リットル/人・日	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 約250リットル/人・日	仮配管からの各戸給水共用栓

資料：「香取市水道ビジョン」（平成22年3月）

(3) 飲料水の確保

浄水場等に貯留された浄水、市役所等に設置している耐震性貯水槽及び公共施設で設置されている受水槽の滞留水により、飲料水を確保する。

浄水場の状況

種 別	水 源	所 在 地	配水池平均貯水量
佐原浄水場	利根川	香取市佐原イ 978	2,660 m ³ (3,800×70%)
玉造浄水場	利根川・地下水	香取市玉造 734-1	2,240 m ³ (3,200×70%)
大畑浄水場	地下水	香取市岩部 869-227	328 m ³ (469×70%)
城山第1浄水場		香取市小見川 4767-2	5,180 m ³ (7,400×70%)
城山第2浄水場	利根川・清水川	香取市小見川 4854-1	
みずほ台浄水場	地下水	香取市みずほ台三丁目 1-208	420 m ³ (600 m ³ ×70%)
中央浄水場	地下水	香取市荒北 1210-1	287 m ³ (410×70%)

貯水槽の状況

設置施設	所 在 地	タンク貯水量
香取市役所（本庁）	香取市佐原口 2127	100 m ³
新島中学校	香取市佐原ハ 4428	100 m ³
小見川市民センター	香取市羽根川 38	100 m ³
旧府馬小学校	香取市府馬 3429-4	100 m ³
栗源消防訓練場	香取市岩部 3447	100 m ³
十四番地区集会所 [※]	茨城県潮来市潮来 5294-2	5 m ³

※十四番地区集会所は、潮来市と共同整備

(4) 応急給水の実施

ア 給水所（拠点）での給水

(ア) 給水所（拠点）の設定

給水所（拠点）は、指定避難場所、避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(イ) 給水所（拠点）での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、指定避難場所、避難所のスタッフ、自主防災組織等の協力を得て行う。

(ウ) 周知・広報

給水所を設定したときは、統轄部を通じて、市民への広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」掲示物を表示するものとする。

また、給水所に被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民を指定するよう要請し、掲示物に合わせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問い合わせ・要望については、できる限り自主防災組織等の代表者に取りまとめを依頼する。

イ 救急病院等重要施設への給水

救急病院等重要施設（災害拠点病院、人工透析病院、一般病院・福祉施設等）については、援護部（福祉健康部）において連絡調整を行う。応急給水に当たっては、当該施設職員の協力のもと実施する。

ウ ボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や、容器を持参しない市民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(5) 給水資機（器）材等の確保

ア 応急給水資機（器）材の確保

市は、応急給水活動に使用できる車両及び資機（器）材を備蓄するものとする。

イ 一般家庭の残留塩素量の測定

被災した水道施設の復旧後は、残留塩素量の検査を行い、安全を確認する。

(6) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により、飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等安全対策を指導する。

(7) 応援要請

給水活動は、可能な限り最善を尽くして行うが、需要に応じ切れないときは、他の自治体、国、県、自衛隊及び民間協力関係機関等の応援を要請するものとする。

2 食料品等の供給体制

(1) 市の実施体制

食料の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

ア 食料等供給対象者

市は、原則的に次のいずれかに該当する者に対して、食料品の供与を行う。

食料等供給対象者

- | |
|---|
| <p>(ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者</p> <p>(イ) 住家の被害によって炊事のできない者</p> <p>(ウ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者</p> <p>(エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者</p> <p>(オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者（災害救助法による救助の対象外のため、市の負担で行う）</p> |
|---|

イ 供給する主な食料品

- (ア) 米穀、パン、即席麺類、レトルト食品
- (イ) 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- (ウ) 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- (エ) 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- (オ) あめ、チョコレート等の嗜好品類
- (カ) その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

ウ 食料の確保

米穀等の主食の確保については、備蓄物資のほか、協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達するものとする。

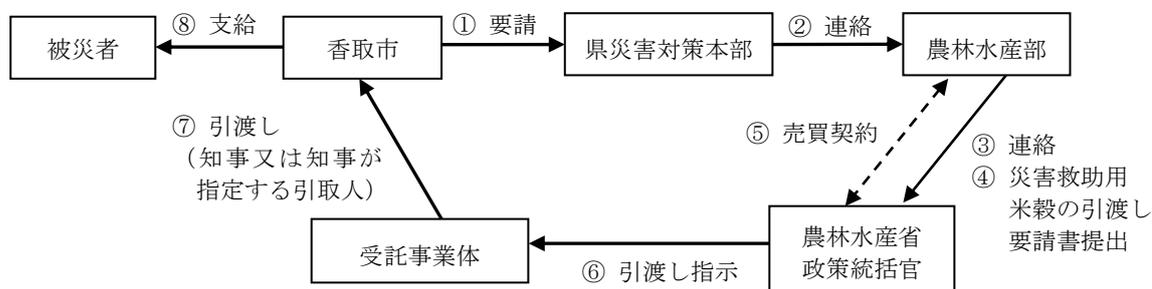
- (ア) 協定業者及び市内取扱業者から米穀等の食料品を購入する。
- (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能なときは、本部長は政府所有米等の供給を受けるため、県に要請する。
- (ウ) 必要に応じて、協定業者及び取扱業者から漬物、佃煮等の副食を調達する。

エ 政府所有米穀の調達

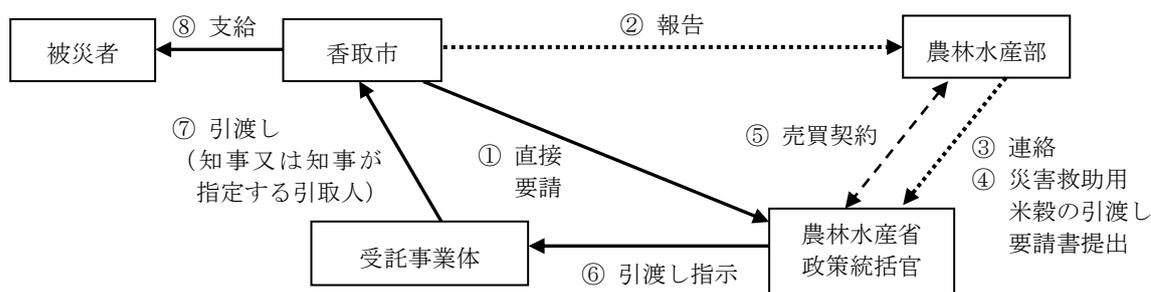
- (ア) 政府所有米穀の調達は、市長が給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡し要請を行うものとする。
- (イ) 交通・通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続きがとれないときは、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急引き渡しを要請するとともに、あわせてその旨を千葉県に連絡する。

政府所有米穀の受渡し系統図

(市からの要請を受け、県が要請する場合)



(市が直接、要請した場合)



オ 供給体制

被災市民に食料を供給するときは、各局面を考慮して供給するとともに、避難所等の供給先には責任者を定めて、受入れの確認及び受給の適正化を図り公平に配分する。

(ア) 災害発生から概ね2日間 (48時間)

- a 調理を必要としない食料品
- b 要配慮者等の優先

(イ) 災害発生から概ね3日以降

- a ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品等の供給
- b 栄養のバランスを考慮する
- c 集団炊事の実施

カ 炊き出し

市は、炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

(ア) 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を利用、若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。

(イ) 炊き出し要員は、自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊等に協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

3 生活必需品等の調達供給

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも資力の有無に係らず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 生活必需品の範囲等

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（哺乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）
- 日用品（石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）
- 生理用品
- ラジオ

ウ 調達体制

- (ア) 備蓄物資のほか、災害時物品等の供給協力締結先等から調達する。
- (イ) 生活必需品の給与又は貸与は市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- (ウ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないとき又は不足が予想されるときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼する。

エ 供給・配分

被災市民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 要配慮者への優先配分を図る。

(2) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用具、食器及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

世帯別に被害の状況に応じて定められている。

ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(3) 日赤県支部による支援

日本赤十字社千葉県支部香取市地区は、災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

4 燃料の調達

市は、災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

(協定 災害時協定一覧)

5 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び生活必需品が円滑に供給されるよう、次の措置を講じる。

- (1) 備蓄食料及び備蓄生活必需品の放出、供給
- (2) 食品販売業者、関係企業への供給の要請
- (3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

6 広域実施体制

(1) 他市町村への要請

必要な食料及び生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に応援を要請する。

(2) 県への要請

市は、他市町村等の応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

要請項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 品目別の調達要請量<ul style="list-style-type: none">・ 自己の調達可能量・ 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量○ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者○ 連絡課及び連絡責任者○ 荷役作業員派遣の必要の有無 |
|---|

(3) 県が行う応援要請

- ア 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他の都道府県に対しての要請
- エ 国（農林水産省（食料）、関東経済産業局（生活必需品））に対しての要請

第8節 広域応援の要請

大規模災害時には、被害が拡大し市単独では応急対策の実施が困難な事態が想定される。このため、県、他市町村及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

1 県に対する応援要請

(1) 要請手続き

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する。

応援又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、電話又は県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて処理するものとする。

(2) 要請事項

要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

県への応援要請手続き

要請先	知事（防災危機管理部危機管理課）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	（根拠法令等） 災害対策基本法 第68条

2 市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

ア 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町間の相互応援に関する基本協定」に基づき、被災していない市町村に要請を行い、受諾後に応援要請文書の提出を行うものとする。

イ 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

ウ 要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

県内市町村への応援要請の内容・事項等

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
要請の内容	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、特に必要を要する事項	
要請時に明らかにすべき事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	（根拠法令等） 災害対策基本法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定

(2) 指定地方行政機関等に対する応援要請

ア 要請手続き

本部長は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び他市町村に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関、指定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請又はあつせんを求める場合は、県に対し電話又は県防災行政無線等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

イ 要請事項

要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あつせんを求める場合は県知事）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	（根拠法令等） 派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

(3) 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定等」に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

また、下水道については県に支援を要請する。

(4) 応援隊の受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

ア 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部内に事務室を設置する。

イ 宿泊場所の確保

(ア) 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。

(イ) 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

ウ 車両集結場所等の確保

(ア) 宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保し提供する。

(イ) 不足の場合は、状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

エ 燃料確保及び供給

(ア) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(イ) 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

オ 食料の供給及び炊事施設の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

(5) 資料の提供及び交換

ア 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

イ 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

(6) 経費の負担

- ア 市は、国、都道府県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担については、災害対策基本法施行令第18条に定めることにより負担する。
- イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度又は事前に相互に協議して定めた方法による。

3 被災市区町村応援職員確保システム

総務省では、平成30年4月より、大規模災害発生時に全国の都道府県の人的支援を最大限活用して、被災市町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣のしくみである「被災市区町村応援職員確保システム」を運用している。

市と県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、必要と認められる場合は、国へ応援要請を行う。

4 民間団体等に対する協力要請

本部長は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農業関係団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、建築士会等の職業別団体
- ウ その他市に対して協力活動を申し出た団体

(3) 民間団体等に対する協力要請の方法

大規模災害が発生した場合には、次の手段により民間団体等への協力要請を行う。

- ア 市防災行政無線による呼びかけ
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- エ アマチュア無線による呼びかけ
- オ 放送局を通じた呼びかけ

5 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

6 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続きを県と協力して円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続き等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長から協議をうけた場合は、同時被災等受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行うなど、被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

本市が被災し、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対し、他の都道府県に受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合で、県から市に協議があった場合は、県と調整を行い、受入れ先に決定したときは、広域避難者の受入れを行うものとする。

(2) 広域避難者への支援

及び県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者を受入れた際に、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

7 労働力の確保

(1) 求人の申込み

市長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、佐原公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

(2) 求職者の紹介

市長からの求人を受理した佐原公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介するものとする。

また、市長は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、佐原公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請する。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

大規模災害発生時における、自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

2 自衛隊派遣要請手続き

- (1) 本部長（市長）は、県に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、統轄部長に命じて文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で依頼し事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
イ 提出部数	1部
ウ 記載事項	
(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由	
(イ) 派遣を希望する期間	
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容	
(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項	

- (2) 本部長（市長）は、緊急避難や人命救助の場合等、事態が急迫し、知事に要請するいとまがないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通知する。

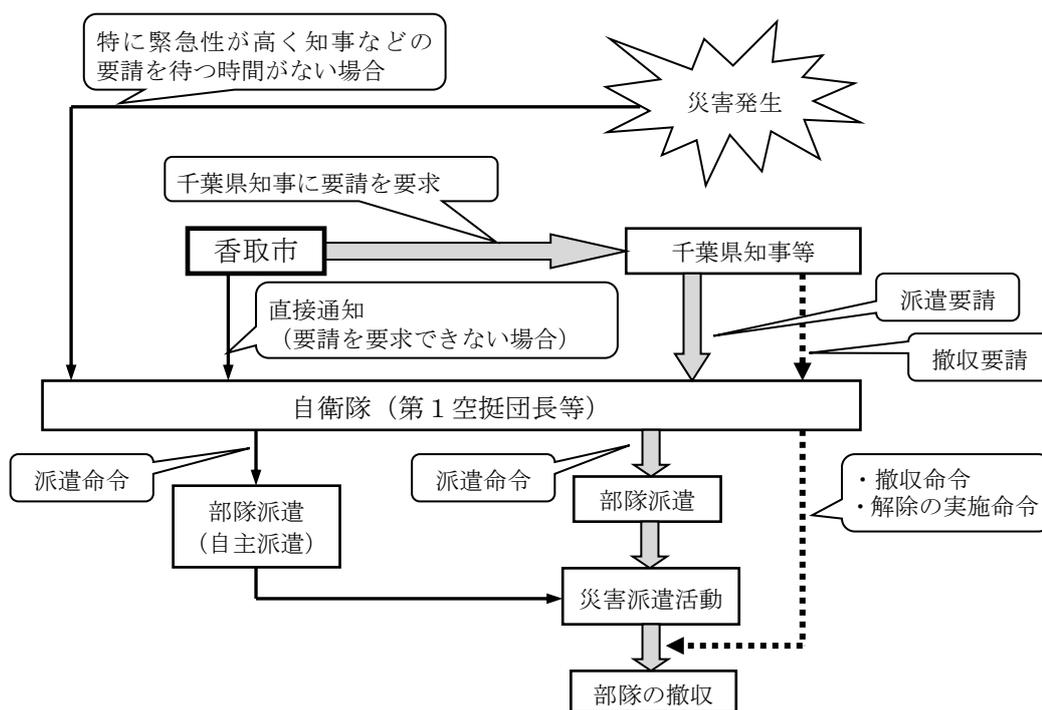
また、本部長（市長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (3) 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官をそれぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。

この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する

要請から派遣、撤収までの流れ



要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(様式-1 自衛隊災害派遣要請書等)

自衛隊派遣要請の緊急時の連絡先

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内 (8:00～17:00)	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野駐屯地)	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218、236 防災行政無線 632-721	当直司令 047-466-2141 内線 302 防災行政無線 632-725
海上自衛隊 教育航空集団 (下総駐屯地)	司令部運用幕僚 04-7191-2321 内線 2420 防災行政無線 635-723	当直幕僚 04-7191-2321 内線 2424 防災行政無線 635-723
航空自衛隊 第4補給処 (木更津支処)	総務課企画班長 0438-41-1111 内線 207 防災行政無線 638-721	分屯基地当直 0438-41-1111 内線 225 防災行政無線 638-724

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り、調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講じるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 作業部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
|--|

(3) 受入れ施設等の確保

派遣部隊に対し、次の施設等を確保する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 自衛隊事務室 イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（河川敷・佐原高校） ウ 車両集結場所等の確保（河川敷・市役所） エ 野営地等（佐原野球場、山田中央運動広場、栗源運動広場） |
|--|

**指揮連絡用ヘリコプター発着場
(四方向に障害物のない広場のとき)**

機 種	必要地籍 (最小)
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して、捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

6 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の費用負担は、関係市町村が協議して定める。その内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の野営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の野営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

7 自衛隊の即応態勢

(1) 初動対応態勢

陸上自衛隊の各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

(2) 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

- ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
- イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第10節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり、就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化財的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 市教育委員会

(1) 最優先事項

ア 文教施設及び社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。

イ 学校、社会教育施設等との間で正確な情報収集に努め、応急措置について指示・連絡するとともに、復旧計画を策定する。

ウ 被害状況等の関係機関等への報告

(2) 優先事項

ア 文教施設・社会教育施設等の復旧計画に基づき、本部、災害対策各班と緊密な連携をとり、学校・社会教育施設及び給食施設等の復旧に努める。

イ 一般市民のための避難所の開設等、市が行う災害対策に対し協力する。このため、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。

ウ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童・生徒を臨時収容するなどの処置をとるものとする。

エ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童・生徒等に対する就学援助の措置を学校と連携の上実施し、必要に応じて学校に配布する。

2 学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。

- (イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- (ウ) 市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県の「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 3 月）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 最優先事項

- (ア) 災害の規模状況に応じ、児童・生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- (イ) 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- (ウ) 災害発生後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当をする。
- (エ) 被災状況を調査し、市教育委員会へ速やかに報告する。
- (オ) 市教育委員会の指示、又は学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- (カ) 避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (キ) その他学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (ク) 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

イ 優先事項

- (ア) 被害の状況に応じ、市教育委員会と連携の上、臨時休校等適切な措置を講じる。
- (イ) 災害を受けた児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容することとし、教育の指導体制を整え、応急の教育を行う。
- (ウ) 避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして指導を行うよう努める。
- (エ) 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (オ) 職員等に不足を生じたときは、市教育委員会を通じて、県教育委員会と連携し、その確保を図る。

(カ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会との緊密な連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努めるとともに、登下校の安全確保等に留意する。

(キ) 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど早期の授業再開を支援する。

(4) 児童・生徒及びPTA

ア 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、学習の正常化に努める。

イ PTAは、組織を通じ災害復旧に対し協力する。

(5) 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

ア 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 学用品の給与

(ア) 学用品の給与を受ける者

a 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

b 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

c 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

(イ) 学用品給与の方法

a 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

b 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

c 実際に必要なものに限り支給する。

d 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(ウ) 学用品の品目

a 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

b 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

c 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(6) 給食施設

ア 最優先事項

(ア) 災害発生とともに、規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。

(イ) 給食施設の被害状況を調査するとともに、緊急給食に備える。

(ウ) 災害により学校給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や(公財)千葉県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(エ) 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

イ 優先事項

(ア) 被災施設については、授業の再開に合わせて給食が提供できるよう、物資の確保と施設の整備を図るものとする。

(イ) 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

3 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 授業料の減免

ア 県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり、減免することができる。

イ 市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

(2) 育英補助の措置

ア 県は、被災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、又現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

イ 市は、香取市奨学資金貸付条例に規定する奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還を猶予することができる。

4 社会教育施設

(1) 開館時

ア 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。

イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。

ウ 被害の状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 閉館時

- ア 災害の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。
- イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。
- ウ 被害の状況を調査し速やかに市教育委員会に報告する。

5 文化財等

(1) 最優先事項

- ア 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。特に、重要伝統的建造物群保存地区については、自主防災組織等の協力を得て、出火発生を防ぐための措置をとるものとする。
- ウ 文化財が破損した場合は、速やかに資料等の散逸を防止するための措置をとるものとする。
- エ 盗難防止に努めるものとする。
- オ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

(2) 優先事項

- ア 文化財を管理・所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置、その他必要事項を調査し、市教育委員会及び市を經由し、県に報告するものとする。
- イ 文化財を管理・所有する関係団体等は、危険のない範囲で応急的措置や災害の拡大防止に努める。
 - 建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。
 - 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出しその保護を図る。
 - 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

第 11 節 帰宅困難者対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって、駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により、帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や沿道での水、食料、救護等の需要の発生等帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

災害発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。これによる災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食料、毛布等の需要の拡大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。

この際、職場等において水、食料、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施

(1) 風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校等関係機関に対し、県、近隣市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに、職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

(2) 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

- (3) 呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。
- (4) 企業、事業所等に対し、自社従業員や作業員等の一定期間の収容、そのための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄と家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。
- (5) 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、提供される風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線やエリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、テレビ・ラジオ放送等により、道路の状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等が提供されるが、市においても防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、これらの情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者（児）、高齢者、妊産婦等自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、市は、県や関係機関と連携し、輸送手段の確保に努める。

第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱するなど、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状況を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援するものとし、「千葉県災害時保健活動ガイドライン」（平成30年9月）に沿って保健活動を展開していく。

(1) 巡回健康相談・保健指導

ア 市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、建物外の車内等で避難生活を送る者も含め健康相談を行う。

イ 巡回健康相談にあつては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

巡回健康相談の内容

- 寝たきり者、身障者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施
- インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- エコノミー症候群への対応

ウ 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

エ 巡回健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び処置を行う。

また、避難所の暑さ寒さ対策を講じることは、体調不良やストレス解消につながることから、季節を考慮した避難所環境の整備充実に努める。

避難所の生活環境で留意すべきこと

室内の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に清掃等を行うことに心がける。 ・避難所内は土足厳禁とし、靴を履き替えられるようにする。 ・受動喫煙防止のために、体育館、集会場等の避難所では、原則として全面禁煙にする。 ・避難生活が長期に及ぶと布団にダニが繁殖し広がりやすいため、定期的な清掃のほか、できれば布団・毛布等の日干しを行うことが望ましい。
室外の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の上昇に伴って、避難所のごみ集積場やぬかるみなどでは、蚊やハエ等が発生しやすくなるため、定期的にごみ集積場を含めた避難所全体を清掃する。 ・ごみを定期的に収集するとともに、ごみ捨て場を定め、袋を閉じる等害虫等の発生を予防する。 ・身の回りで蚊やハエを増やさないために、網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等による防虫対策を行う。

避難所の暑さ寒さ対策（例）

項目		対応等
温度管理	夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行い、居住スペースは日陰とし、日差しを遮る工夫をする。 ・適度に扇風機やクーラー等を使用する。 ・乳幼児や高齢者等は熱中症になりやすいため、水分の摂取を促す。 ・夏服を確保し、着替えるよう促す。
	冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房を使用する場合は換気を心がける。 ・使い捨てカイロや湯たんぽ等を活用する。 ・毛布を確保し、重ね着や簡易ベッドでの生活を促す。

(3) 栄養指導

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

ア 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

イ 特定給食施設及び給食施設への指導

市が運営する施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないよう指導する。

ウ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の調理方法や栄養面に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

2 防疫対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力的に実施する。

(1) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び県が実施する。

(2) 防疫体制の確立

ア 市は、災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等を定めた「防疫活動計画」を策定し、被災時は迅速に対応するものとする。

イ 市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう衛生班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。

また、災害規模により市のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(3) 感染症対策

ア 検病調査及び健康診断

感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、市は、香取保健所（香取健康福祉センター）が行う検病調査及び健康診断に協力する。

イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、知事（香取保健所長）は、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行う。ただし、市が実施することが相当として県に命ぜられた場合は、市において行う。

ウ 消毒の実施

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤については、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

(ア) パンフレット等を活用して、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

(イ) 道路、公園等の清掃、消毒を実施する。

(ウ) 知事の指示があるときは、感染症の病原体に汚染された可能性がある場所の消毒を実施する。

エ ネズミ、昆虫の駆除

市は、県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染されたネズミやハエ等の害虫生物、昆虫等の駆除を行う。

オ 感染者患者への措置

- (ア) 知事（香取健康福祉センター長）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。市は、これに協力する。

感染症患者への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断
- 就業制限
- 感染症指定医療機関への入院勧告
- 消毒等

- (イ) 市は、感染症が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離した上で、避難所から関係機関に連絡し、検査・入院の調整を行う。
- (ウ) 避難者等が感染症を発症した場合は、関係機関と連携の上、接触者調査時の協力（濃厚接触者の特定と隔離）、避難所の居室やトイレの取っ手・ドアノブ、蛇口等の共用部分の消毒、その他避難者の移動等に速やかに対応する。

(4) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、県に報告する。

3 死体の捜索処理等

(1) 実施主体

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

(2) 行方不明者の捜索

行方不明者及び死体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）を捜索する各防災機関の業務は次によるものとする。

ア 市

(ア) 香取警察署、消防本部、消防団と連携し、行方不明者等の捜索を行う。

(イ) 県に対し、捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

イ 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき、他都道府県及び自衛隊に
応援要請を行う。

ウ 香取警察署、自衛隊等関係機関

(ア) 死体等の捜索を市と協力して行う。

(イ) 香取警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

(3) 死体の検視(検案)及び処理

死体の検視(検案)、医学的調査、身元確認等の業務及び死体識別のための洗浄、
縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

ア 市

(ア) 死体が発見されたときは、警察署に連絡し検視を受ける。

(イ) 市長は、検案医師等について、(一社)香取郡市医師会長、(一社)香取匝瑳歯
科医師会長、日赤県支部香取市地区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町
村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

イ 県

知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、
県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請する
ほか、連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

ウ 香取警察署

(ア) 各種の法令又は規則に基づいて、死体の検視を行う。

(イ) 身元不明死体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

エ (一社)香取郡市医師会、日本赤十字社

(ア) 検案等その他医学的検査を行う。

(イ) 検視(検案)及び医学的検査を終了した死体について、死体識別のため洗浄、
縫合、消毒等の処理を行う。

(資料 24 火葬場・葬祭事業者一覧)

(4) 死体の収容・安置

検視、検案を終えた死体の身元確認と身元引受け者の発見に努める。時間を要す場
合は次のとおり収容・安置し、遺族等に引き渡す。

ア 市

(ア) 死体の安置所(寺院、公共施設等)を確保する。

(イ) 搬送車両及び葬祭用品等は、葬祭業者に手配を要請する。

イ 香取警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、死体の搬送を行うものとする。

(5) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の取扱いについては、次によるものとする。

ア 身元不明死体については、香取警察署その他関係機関と連携し調査にあたる。

イ 歯科医師会に対し、歯型等による身元確認の協力を要請する。

(6) 死体の埋火葬

引き取り手のない死体及び遺族等が埋火葬を行うことができない場合、応急措置として埋火葬を行う。埋火葬までの一連の業務は次により行う。

- ア 埋火葬許可証を発行する。
- イ 火葬は北総斎場及びおみがわ聖苑で行う。遺留品がある場合は一時保管する。
- ウ 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある場合は、確認の上引き渡す。
- エ 遺骨の引き取り手がいない場合は、本部長が指定する墓地に埋葬する。

(7) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取るいとまのない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無に係らず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

4 動物対策

市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、香取保健所（香取健康福祉センター）及び動物愛護センター等に、これら動物の救助及び保護を要請する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

5 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理

ア 実施者

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施する。

(イ) 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市の体制

- a 災害廃棄物対策組織として、総務、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行うなどにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。
- b ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市内の処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(ウ) 留意事項等

a 季節別の留意事項

災害廃棄物の処理に当たっては、発生時期（季節や時間帯等）の違いに応じた優先順位の確認（腐敗性廃棄物の迅速な処理等）に努める。

災害廃棄物処理に係る季節別の留意事項（例）

季節		処理方法・留意点
季節	夏 季	・腐敗性廃棄物（生ごみ等）の迅速な処理 ・ネズミや害虫の発生防止対策
	夏季～冬季	・台風等による二次災害（ごみの飛散等）の対策
	冬 季	・乾燥による火災等 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤等爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収 等

b 一般廃棄物と感染廃棄物の分別

生活ごみ等一般廃棄物と感染廃棄物は分別することとし、使用済のマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高いものについては、ごみ袋を二重にし、ごみ袋の外側をアルコール又は次亜塩素酸ナトリウムで拭き取るなど、特に慎重に扱うものとする。

(エ) 発生量の予測

本部の収集した発災時の被害情報等により、倒壊家屋、焼失家屋の廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。この場合、原則として、災害廃棄物対策指針（環境省（以下「対策指針」という。）又は、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

a 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

b 県は、市からの被害状況報告を取りまとめ、国等の関係機関へ連絡する。

- (オ) 一時集積場所の確保
膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには、仮置場を使用することが有効であることから、市は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。
- (カ) 収集・運搬体制
 - a 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。
 - b 道路等に散在し、緊急に処理する必要がある場合は、市が収集・運搬を行う。
 - c 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。
 - d 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。
- (キ) 処理体制
各地点で可燃物・不燃物等可能な限り分別し、適正に処理する。
- ウ 災害時の生活系ごみ処理
 - (ア) 被害状況の把握
本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき、地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。
 - a ごみ収集車の収集運搬経路
 - b 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）
 - c ごみ処理施設の損傷状況
 - (イ) ごみ処理施設の応急復旧体制の整備
プラントメーカー等関連企業との連絡体制の整備と機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄し、応急復旧体制の整備を図る。
 - (ウ) 応急収集運搬計画の策定
ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画を速やかに策定する。
 - (エ) 収集・運搬・処理の応援要請
収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。
 - (オ) 臨時収集場所の設定
道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。
 - (カ) 地域住民の協力
臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自主防災組織・自治会等に協力を求め実施する。

エ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市は、市民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

オ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) し尿処理

ア し尿に関する処理方針

災害により水洗トイレが使用できなくなる可能性があることなどから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

イ 被害状況の把握

本部の収集した被災状況等を参考に、次の事項について地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿の排出量を考慮して処理を行う。

- バキューム車の収集運搬経路
- 避難所状況
- し尿処理施設の損傷状況

ウ 処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカーとの連絡体制を整備し、機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄する。

エ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用については、必要に応じて、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、「地震等大規模災害時における被災建築物の解体除去に関する協定」等により、民間事業者等の協力を求める。

オ 仮設トイレの設置

避難場所の開設に併せ、市で備蓄している仮設トイレ又は借上げ仮設トイレを設置する。

また、市の備蓄等では不足する場合、又は避難が長期化する場合は、仮設トイレの調達を県及び応援協定締結自治体に要請する。

仮設トイレの設置が必要な地区例

- 水洗トイレの使用が不能となった地区
- 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区
- 避難所のトイレが不足するか、使用不能となった場合 等

(3) 障害物の除去

ア 障害物の情報収集

市は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

イ 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

ウ 障害物処理の実施

障害物処理は、原則として各施設管理者が実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。また、市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ア) 道路関係障害物処理

- a 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送一次路線から優先して実施する。
- b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、道路管理者が撤去する。
- c 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に障害物の除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(イ) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(ウ) 住宅関連障害物除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行うものとする。その際、本市のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

なお、障害物の除去の対象となる者及び除去の方法は、次のとおりである。

障害物の除去の対象となる者

- 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

障害物の除去の方法

- 市は、小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。又は不足した場合は、建設・土木業者の協力を要請して速やかに行う。
- 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(エ) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積場所を検討し、運搬するものとする。

なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適切な場所に保管する。

(4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じてアスベスト飛散の危険性について、市民やボランティアに対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第13節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与

被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

また、災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

1 被災建築物の応急危険度判定の実施

風水害により被災した建築物について、倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 実施者

ア 被災建築物応急危険度判定は、市が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

ウ 応急危険度判定士の確保のため、必要に応じ、市内の関係団体及び県に応急危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

(2) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一財)日本建築防災協会)に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

(3) 応急危険度判定士の確保

市は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の資格を有する市職員について、県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士の養成に努める。

2 被災宅地危険度判定の実施

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧を行う。

(1) 実施者

ア 被災宅地危険度判定は市が行い、県の協力のもと迅速かつ的確な対応を図る。

イ 被災宅地危険度判定士の確保のため、必要に応じ、地域の関係団体及び県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

(3) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

3 応急仮設住宅の供与等

災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住家の確保ができない者を収容するため、応急仮設住宅を供与するほか、被災した住宅の応急修理を行う。

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 実施者

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

ウ 入居

(ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定に当たっては、次の項目を満たす者とする。

応急仮設住宅の入居対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 住家が全壊、焼失、流出した者であること。b 居住する住家がない者であること。c 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。 |
|---|

※千葉県応急仮設住宅供給マニュアル（以下千葉県マニュアルという。）より

(イ) 入居希望者の把握（千葉県マニュアルより）

各避難所の責任者に仮設住宅の入居希望者の有無を確認し、避難所ごとに入居希望者を集計し、必要戸数（タイプ別）及び入居者の優先順位を決定する。

(ウ) 入居者の選定方法（千葉県マニュアルより）

応急仮設住宅への入居決定は、被災者を区別することなく、入居要件を満たした入居希望者全員に対して入居決定を行うことを理想とする。

入居決定に当たり、福祉世帯（高齢者・障害者等）については、別枠で優先入居させる。

また、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、抽選を行うことを妨げない。

入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）・65歳以上の者と15歳以下の者のみの世帯・障害者のいる世帯（公営住宅における申込区分で特枠該当者の要件を満たす世帯に限る）・3歳未満の乳幼児を扶養するひとり親世帯・その他早急に居住の安定を図る必要があると医療・福祉部局等により判定された者がいる世帯
第2順位	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の者がいる世帯・3歳から15歳以下までの者を扶養するひとり親世帯・3歳未満の乳幼児のいる世帯・妊婦のいる世帯

資料：千葉県マニュアル

(2) 被災した住宅の応急修理の実施

災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、トイレ及び炊事場等、日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

ア 実施者

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

(イ) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

応急修理の実施対象者

- (ア) 災害のため、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯
- (イ) 災害のため、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

ウ 応急修理の基準

(ア) 修理対象

応急修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

(イ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(ウ) 修理方法

修理方法は、現地調査に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

(エ) 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

エ 建築業者等の協力要請

(ア) 応急修理が速やかに行われるよう、建設業者の協力を求める。

(イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

4 り 災証明書の交付体制の確立

- (1) 市は、遅滞なく被災者に災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など、災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。
- (2) 県は、市の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市における実施体制の整備に必要な支援を行う。
- (3) 市は、被災時に災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。
- (4) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、市民の安定した生活の確保を図る。

1 上水道

災害時において、市は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、本市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については、「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(1) 被害状況調査

- ア 班編成により被害の状況調査と点検を行う。
- イ 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、導送配水管のバルブを停止する。

(2) 応急復旧対策

- ア 応急復旧計画の策定
被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。
- イ 工事業者の確保
地元の土木建設業者・香取市指定給水装置工事事業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。
- ウ 機材の確保
資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。
- エ 導送配水管等の復旧
応急復旧計画に基づき、導送配水管等の応急復旧工事を行う。
- オ 臨時給水栓の設置
応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。
- カ 給水管の復旧
応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。
- キ 広報の実施
水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。
 - (ア) 被害の状況により、給水を停止する場合
 - (イ) 被害の状況により、断水のおそれが生じた場合
 - (ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

2 下水道

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急処置を行う。

(1) 要員の確保

- ア 被害調査、応急復旧のための要員を確保する。
- イ 周辺自治体及び施設維持管理委託業者、建設業者、香取市下水道排水設備指定工事店等の民間企業の応援を求める。

(2) 被害状況調査

目視調査により被害状況の確認を行う。

- ア 処理場・ポンプ場
施設維持管理委託業者と連携し、施設全体を調査。
- イ 管路施設
管渠閉塞が懸念される箇所の調査を実施。

(3) 応急復旧対策

- ア 応急復旧計画の策定
被害状況の調査に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を策定する。
その計画に基づき復旧を行う。
- イ 応急対策用資材の確保
常備するものと緊急時に調達するものに分け、緊急時に調達するものはあらかじめ調達計画を策定する。
また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。
- ウ 下水道使用不能地域への広報
被害状況により、下水道が使用できないとわかった地域には速やかに広報し、衛生環境の保全に努める。

3 電力施設

(1) 応急対策方法

東京電力パワーグリッド(株)は、台風、洪水、地震、その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

また、災害が発生したときは、非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、非常災害対策支部を各支社に設置する。

ア 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	○ 夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常態勢	○ 被害が発生した場合 ○ 被害の発生が予想される場合
第2非常態勢	○ 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む)
第3非常態勢	○ 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○ 判定会が招集された場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

イ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項について復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧応援隊の配置状況
- c 復旧資機(器)材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配
- h その他必要な対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

- a 送電設備
 - ① 全回線送電不能の主要線路
 - ② 全回線送電不能のその他の線路
 - ③ 一部回線送電不能の重要線路
 - ④ 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
 - ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
 - ③ 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
 - ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
 - ② 保守用回線
 - ③ 業務用回線

d 配電設備

- ① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察、消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から道路上に投光器などの仮設備を行う。

(2) 災害時の応急措置

ア 資機（器）材の調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機（器）材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現業機関相互の流用
- (イ) 現地調達
- (ウ) 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機（器）材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機（器）材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めることとしている。

イ 人員の動員と連絡の徹底

- (ア) 災害時における動員態勢を確立するとともに、連絡方法も明確にする。
- (イ) 社外者に応援を求める場合の連絡態勢を確立し、調整により市に連絡員を派遣する。

ウ 災害時における危険予防措置

- (ア) 巡視、点検の実施
- (イ) 応急安全措置の実施
- (ウ) 電力の緊急融通態勢の確認
- (エ) 訪問者、見学者に対する安全措置

(3) 非常災害前の対策

ア 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

- (ア) 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
- (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。
- (オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) その他事故防止のための留意すべき事項。

イ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

ウ 市は、電源車の派遣先の優先順位を事前に決定し、東京電力P Gと情報共有する。

4 ガス施設

(一社) 千葉県L Pガス協会業者は、次の応急復旧活動を行う。

- (1) L Pガス消費設備の被災状況等の把握
- (2) L Pガス消費設備の緊急点検作業の実施
- (3) 二次災害防止
 - ア 消費者への安全指導の徹底
 - (ア) 容器バルブ閉止の周知徹底
 - (イ) 避難所等におけるL Pガス安全使用の周知徹底
 - イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先L Pガス容器の回収
- (4) 被災者に対するL Pガス供給
- (5) L Pガスの確保
- (6) 応援受入れ体制の確保
- (7) 市災害対策本部との情報連携

5 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき、気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について、速やかに関係市町村へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機(器)材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機(器)材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって、次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

	重要通信を確保する機関 (各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(2) (株)NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、ウェブサイト、広報車、ラジオ、テレビ等によって、次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言版サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して、通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱い時間又は取扱い日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合取扱う。

6 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

7 鉄道施設

(1) 緊急即応体制

災害発生と同時に、市は速やかに情報連絡体制の確立を行うとともに、東日本旅客鉄道(株)佐原駅は、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

(2) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

乗客の避難誘導方法（東日本旅客鉄道(株)）

避難誘導方法
1 駅における避難誘導 (1) 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。 (2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。
2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 (1) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 事故発生時の救護活動

災害により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。
救護活動は原則として次のとおり行われる。

事故発生時の救護活動の内容（東日本旅客鉄道(株)）

救護活動の内容
災害発生時には駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 公共施設

公共施設は災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

応急対策は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち、必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

9 その他の施設等

(1) 河川及び治山施設応急対策

ア 河川管理施設

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、大雨の増水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

(イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(オ) その他の河川管理に関する事項の調整

災害直後は、同時に多発する被害のため、応急対策に係る調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限り、ライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

イ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び

各防止施設に被害が生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(ウ) 地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(資料 10-2 災害危険指定一覧(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所))

(資料 10-3 災害危険指定一覧(土砂災害(特別)警戒箇所))

(資料 10-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

ウ 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(2) 農業基盤施設

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水

(ウ) 農地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆うなど、その拡大を防止

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により、人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(3) 農作物・家畜及び関連施設

ア 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携の上、農作物・家畜及び生産関連施設(農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設)の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため関係農業団体及び農家に対し、土砂災害等による農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民への危害防止等について指導又は指示を行う。

ウ 応急対策

(ア) 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(イ) 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第15節 ボランティアの協力

市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営されることが望ましく、県社会福祉協議会と市社会福祉協議会との間で「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、市及び県はその運営を支援する。

さらに、市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、社会福祉協議会は市と協力して、必要に応じ市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市社会福祉協議会が行うことができる。

(2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できないなどの場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

本市に係る広域災害ボランティアセンター(VC)の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
千葉広域災害VC	千葉、印旛、香取地域	県総合スポーツセンター（千葉市）

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部香取市赤十字奉仕団
- イ 市社会福祉協議会
- ウ 小見川無線クラブ
- エ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

ア 「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日まで）を中心に実施される講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

イ 「防災の日」（毎年9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施される防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて、市民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう、平時より連携の強化を図る。

ウ 防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合い、地域におけるボランティア活動の重要性についての市民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

市は、大規模な災害が発生した際には、本部長（市長）の指示に基づき、次の手段により、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により、電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

活動への参加呼びかけ手段

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 防災行政無線 |
| イ | 広報車 |
| ウ | 市ウェブサイト等 |
| エ | 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ |
| オ | アマチュア無線による呼びかけ |
| カ | ラジオ、テレビ局等に対する放送要請 |

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

ア 市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置し、一般分野でのボランティア活動を希望する個人及び団体の受け付け及び登録を行う。

イ 市災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

市災害ボランティアセンターは、災害時のボランティア活動を円滑に実施していくため、日本赤十字社千葉県支部や県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と情報の交換・共有やネットワークの構築を図る。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市社会福祉協議会と市が協議の上、用意する。

なお、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

(5) その他

ボランティア受入における感染症対策については、社会情勢を踏まえ対応する。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力等高い専門性が必要である。そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第16節 自主防災活動

生命、身体及び財産を市民自身の手で守るため、各自主防災組織、市民等が自主的に行う活動について定める。

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織の活動体制は、次の事例等をもとに、地域の実情に合わせた班編成とする。

1 避難誘導班	避難者名簿作成、避難誘導
2 情報・伝達班	情報収集、広報
3 救護班	負傷者の応急手当
4 救助・消火班	救助、救出、消火
5 清掃班	仮設トイレ、ごみ収集、防疫
6 物資・給水班	炊き出し、給水確保、生活用品調達

2 自主防災活動の主な内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については、各地域の実情を踏まえ、各組織で独自に決定するものとする。

(1) 自主防災活動拠点の設置

自主防災組織ごとに、避難所等に活動拠点を設置する。

(2) 避難誘導班

ア 避難勧告等の伝達

必要に応じて屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

イ 在宅要配慮者の避難誘導

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる在宅要配慮者の安全確保を行う。

ウ 避難者名簿

一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。また、一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理する。

(3) 情報・伝達班

ア 呼びかけ運動

隣近所が呼びかけを相互に行い、被害情報、避難勧告等の災害情報が正確に全家庭に伝達されているか確認する。

イ 市との情報伝達担当者の派遣

最寄りの市の防災拠点に情報伝達担当者を派遣し、情報の収集にあたりとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ市職員へ報告する。

ウ 社会混乱の防止

必要に応じて屋外拡声装置による災害情報等の伝達を行う。流言やデマの発生、生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民に対して注意を促す。

(4) 負傷者の救出・救護の実施及び協力（救助、消火班、救護班）

被災者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送等の活動を行い、防災関係機関による防災活動に対し積極的に協力する。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

(5) 出火防止・初期消火（救助、消火班）

ア 出火防止の呼びかけ

地域内を巡回し、断水又は停電時における裸火の取扱いに関する注意喚起、出火防止のための警戒活動を行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消防署員、消防団が到着までの間、消火器・可搬型消防ポンプ等で無理のない範囲で初期消火を行う。

(6) 清掃等（清掃班）

ア ごみの臨時収集場所の設置や臨時回収日等についての広報を行い、周知徹底を図る。

イ 仮設トイレを設置するなど、各種衛生管理ルールの徹底を図る。

ウ ごみ収集及び焼却施設が稼働するまでの間のごみ処理（保管）を行う。

エ 地区内の清掃を行う。

(7) 給食・給水及び救援物資等の配分（物資・給水班）

ア 物資等の仕分け、配分

避難所等に運搬された食料、飲料水及び毛布、衣類等の救援物資を受領し、仕分けと収容者への配分を行う。

イ 炊き出し

食事を炊き出しで配給する場合は、日赤奉仕団等と協力して行う。

第17節 社会秩序の維持等に関する対策

災害発生後の社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、被災者の生活再開へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法投棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、県警察、市、自主防災組織等が連携して適切な措置をとることにして、このような事態を未然に防止し、市民等の不安の軽減に努める。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- (4) 広報啓発活動の推進
- (5) 自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、市は県等と連携して、国に対し、物価の安定、物資の安定供給等を要請する。

(1) 活動の内容

- ア 県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行うものとし、市はこれに協力する。
- イ 県は、適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- ウ 県は、情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。市は、県に協力して広報活動等を行う
- エ 市及び県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- オ 市は、市内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。
- カ 民間企業等は、正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。
- キ 市民は、集団心理的パニックやデマを防ぐため、自ら冷静な消費行動を行う。

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 3 編 風 水 害 等 編

<第 4 章 風水害等復旧計画>

目 次

第4章 風水害等復旧計画	風-4-1
第1節 被災者生活安定のための支援	風-4-1
1 被災者の生活確保対策	風-4-1
2 個人被災者への資金援助等	風-4-3
3 税等の徴収猶予及び減免	風-4-6
4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資	風-4-6
5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	風-4-7
6 義援金の受入及び配分	風-4-7
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画	風-4-8
1 計画的復旧・復興の基本方針	風-4-8
2 復旧・復興計画の実施方法	風-4-8
3 公共施設等災害復旧計画	風-4-8
4 生活関連施設等の復旧計画	風-4-9
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	風-4-14
1 激甚災害特別財政援助法	風-4-14
2 通常災害時における財政援助等	風-4-16
3 災害復旧事業に係る市の財政措置	風-4-17
第4節 災害復興	風-4-18
1 体制の整備	風-4-18
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	風-4-18
3 想定される復興準備計画	風-4-18
4 復興対策の研究、検討	風-4-19

第4章 風水害等復旧計画

災害により多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災関係機関は協力して、民生安定の措置を講じるものとする。

また、公共土木施設、農林水産施設の当面の応急措置の後には、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生産基盤、農林基盤を維持するために、本格復旧計画を策定するものとする。

第1節 被災者生活安定のための支援

被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるよう、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらには心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者の生活確保対策

(1) 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

なお、被災者に対して制度の周知や情報提供を行う場合は、次のような広報手段によるものとする。

- ア 市ウェブサイト、掲示板、広報車、広報紙、チラシ等
- イ 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

(2) 市民相談窓口の開設

市は、関係各課等に協力を要請して、庁舎、公民館等適当な場所に臨時市民相談窓口を設置し、次のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 減免等の税務相談
- イ 住宅の応急修繕に関する相談
- ウ 雇用保険等の社会保険に関する相談
- エ 借地・借家関係の法律相談
- オ 登記手続き等の土地建物の登記相談

(3) り災証明書の発行

被災世帯が再建復興のための各種施策を受けるに当たり、必要となる証明書であり、次にその手続きと様式を示す。

ア 世帯の被災状況に応じてり災証明書を発行するが、被災状況が確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、り災証明書を発行するものとする。

イ り災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。

ウ り災証明書の様式については、別に定めるものとする。

(4) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 公営住宅の建設、再建等

ア 市は、既存市営住宅が災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

イ 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

(6) 借地借家制度の特例の適用に関する事項

ア 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）

第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し申請を行う。

イ 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣宛て2部提出する。

(ア) 市の面積

(イ) 罹災土地の面積

(ウ) 市の建物戸数

(エ) 滅失戸数

(オ) 災害の状況

(カ) その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

ウ 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

(7) その他の生活確保

ア 生活保護

(ア) 市は、被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

(イ) 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(ウ) 災害時における窓口業務の維持

ウ 被災者の労働対策

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。また、状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、被災世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

ウ 災害障害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者に対して、障害見舞金を支給する。

エ 災害援護資金の貸付け

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(法-3 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱)

(2) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し生活の安定を図ることを目的として、被災者生活再建支援金を支給するものとし、市は支給申請等に関する事務を行う。

ア 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害

(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口 10 万人未満）で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が 2 以上ある場合において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口 5 万人未満の市町村にあつては 2 世帯以上）における自然災害

イ 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の 2 つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が 1 人の場合は各該当欄の金額の 3 / 4 の額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	半壊解体・敷地被害解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸住宅（公営住宅入居者除く）
支給額	200万円	100万円	50万円

(3) 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも係らず、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。市は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して、支給の通知と手続きを行う。

(4) 香取市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(5) 生活福祉資金の貸付け

被災世帯で、金融機関等で借入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具等を購入する費用等を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(6) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて、県が貸付けを行うもので、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

災害により、被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じている。

(7) 住宅金融支援機構の制度の紹介

市は、(独)住宅金融支援機構の融資制度等の周知を図る。

(8) 金融上の措置の広報・周知

関東財務局千葉財務事務所及び日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。市は、災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置を講じること。

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。

ウ 定期預金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずるなどの便宜の措置を講じること。

エ 手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について、適宜配慮すること。

オ 生命保険金、損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについて状況に応じ、猶予期間の延長措置を講じること。

3 税等の徴収猶予及び減免

(1) 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

ア 市税の減免等の措置

市は災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、又は納付若しくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、香取市税条例等の定めるところにより必要な措置を講じる。

イ 国・県税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、国税通則法(昭和37年法律第66号)及び県条例(災害時における県税の減免等の措置について)の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

市は、国・県と連携を図り、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

(2) 医療費負担の減免、保険税及び介護保険利用者負担額減免、保険料減免のあつせん

市は、被災した国民健康保険及び介護保険の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険税及び介護保険利用者負担額の減免、保険料の減免等の措置を図る。また、関係団体に対し協力要請を行う。

4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定又は事業の早期復旧を図るための融資制度等は、次のとおりである。市は、農業協同組合等と連携し、利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

(1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

(2) (株)日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)等に基づき、被災農林漁業等に対し、資金の融通をする。

(3) 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を保障するための農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済制度を実施しており、被害の保障業務の迅速適正化、共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知

被災中小企業の早期復旧を図るため、市は商工関係機関と連携し、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

(1) 政府系中小企業金融機関

- ア (株)日本政策金融公庫
- イ 商工組合中央金庫

(2) 千葉県の中企業融資制度

6 義援金の受入及び配分

市は、災害による被災者に対して、全国の市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の募集、受入

- ア 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。また、その募集方法、送り先等の周知を図る。
- イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただし、アの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- ウ 義援金の受付状況について、適宜委員会に報告をする。

(2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

- ア 寄託者より受領した義援金は委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- イ 保管した義援金については、委員会に送金する。

(3) 義援金の配分

- ア 委員会から配分された義援金について、その配分基準に基づき、公平かつ迅速に配分する。
- イ 被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道、電気、ガス、通信等の都市施設、農林水産業施設、道路、河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模災害により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急ぎ策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平時からあるべき市の姿に関し、市民と検討を行い、一定の合意を形成することに努め、復旧・復興に当たっては、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 関係機関との連携及び県との調整のもと、総合的な復旧・復興計画を策定する。

被災施設の復旧を行う際、国・県の補助がある事業については、復旧事業の計画を速やかに作成する。

- (2) 被災施設の重要度及び被災状況等をもとに、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援等に関する計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

また、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止するため、改良復旧を行うものとする。

- (3) 復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の適用や土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

3 公共施設等災害復旧計画

関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 公園施設災害復旧事業
- ウ 堆積土砂排除事業

- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 街路災害復旧事業
 - (イ) 公園施設災害復旧事業
 - (ウ) 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

4 生活関連施設等の復旧計画

(1) 水道施設

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、総合的に施設の復旧を行う。

ア 復旧対策

施設の断水防止対策等を図る。

イ 漏水防止対策

災害後の管路は漏水の多発が予想されることから、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(ア) 漏水調査を実施する。

(イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

a 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

b 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

(2) 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

(3) 電気施設

原則として復旧の順位は、人命に係る施設、対策の中核である官公署、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、被災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

ア 送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

(4) ガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

(5) 通信施設

ア 東日本電信電話(株)における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

電気通信サービスの復旧順位

順位	回線の種類	復旧する回線	
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
	社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線 	
	加入電話サービス回線、 パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電話サービス回線、 パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
	総合デジタル 通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所に1契約回線以上 	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順 位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

（6）農林水産業施設

ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

（ア）用水施設

- a 取水施設、用水路等の破損、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 用水路護岸の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

（イ）ため池

- a 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（ウ）道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（エ）排水施設

- a 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 護岸等の決壊で、破壊のおそれがあるもの。
- c 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(ア) 治山施設

治山施設の被害で、これを放置すると人家、公共的施設、道路等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(7) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば、本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

(ア) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

イ 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、公共の安定確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 河川管理施設

- a 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- b 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- c 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- d 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- e 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

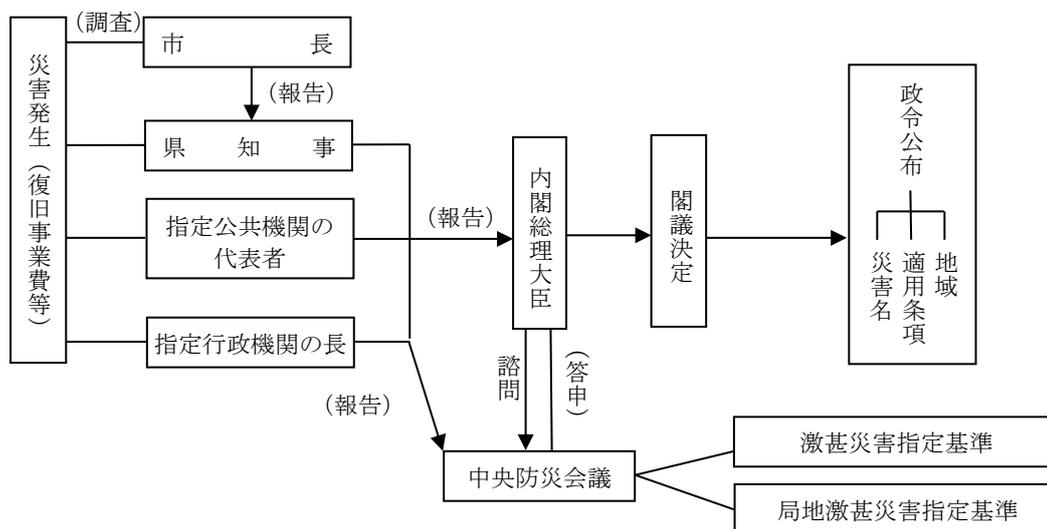
本節では、激甚災害特別財政援助法、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また、災害復旧事業に係る財政措置について定める。

1 激甚災害特別財政援助法

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を知事に報告し、県の実施する調査に協力して激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害特別財政援助法」という。）に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各関係部局に提出する。

激甚災害指定手続きの流れ



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

なお、激甚災害については激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

激甚災害特別法により、財政援助等を受ける事業等は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(法-7 局地激甚災害指定基準)

(法-8 激甚災害指定基準)

2 通常の災害時における財政援助等

国、県が通常の災害（激甚災害特別法が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあり、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)	災害により急施を要する土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号)	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	水道施設の復旧事業
下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)	下水道施設の復旧事業
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	道路の復旧事業
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	河川の復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(昭和 37 年建設発第 194 号)	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	生活保護施設復旧事業
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号)	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号)	婦人保護施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	感染症予防施設災害復旧事業・感染症予防事業

3 災害復旧事業に係る市の財政措置

市は、災害復旧事業を行う際には、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（関東財務局千葉財務事務所）

第4節 災害復興

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市において初めて災害復興本部を設置した。市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復興本部の役割等について研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「香取市復旧・復興基本指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1） 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等、健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2） 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史・文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、災害後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 香取市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村環境づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化